

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄返還協定発効準備（各省業務引継問題）(4)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43556

關係省方協議

11/13

大臣印

裁
無期

外務省 条約局長 法規課長 安全保障課長 (22) 官房書記官 北米第一課長	アメリカ局長 参事官 北米第一課長
在沖米軍に提供した土地の一切使用 に関する法案について	
46.3.24 米、北一	
1. 3月23日 階層施設等 権限調査官より、各官 の参考として別添(1) 沖米に駐留する米軍 の用に使った土地等、一切使用要綱(案)及び (2) 同法案を送付された。	
各官の階層施設等提供に付、条記 要綱案に法案中 施設案内(総務課と沖米 庁等)の調整も付した。全く即答 せず。之から(案)作成等と協力を進めよう	

GA-5

763

外務省

米軍に提供した土地等。 (各官の参考として) 1. 沖米に駐留する米軍の階層施設等の提供に 関する法案について (別添(1) 沖米に駐留する米軍 の用に使った土地等、一切使用要綱(案)及び (2) 同法案を送付された。
2. 階層施設等の提供に付、各官の階層施設等 提供に付、各官の階層施設等の提供に 関する法案について (別添(1) 沖米に駐留する米軍 の用に使った土地等、一切使用要綱(案)及び (2) 同法案を送付された。
(与米、29日及び30日に施設案内等を送付した 送附が済んだ。)

GA-6

外務省

3月27日 施設を析る調査トリ手せしめ

施設を析る調査トリ手せしめ
総務課の調査
この表は未調査の由

取扱注意

沖繩に駐留するアメリカ合衆国軍隊の用に供する土地等の一時使用要綱(案)

日米安保条約に基づき沖繩に駐留するアメリカ合衆国軍隊(以下「沖繩駐留米軍」という。)の用に供する土地等について、沖繩の復帰と同時に一時使用権を確保するため、沖繩の復帰に伴う密定措置法(仮称)又は単行法により、二から八までの内容の暫定措置を講ずることとする。

一 第一項の一時使用権を確保する対象は、沖繩の復帰の際に、在沖繩米軍が現に使用する土地等(特別措置法第二条に規定する土地等をいう。)で、沖繩の復帰の日以後もなお引き続いて在沖繩駐留米軍の用に供する必要があるもののうち、
(一) その所有者(土地収用法第五条に規定する権利にあつては権利者。以下同じ。)及び関係人との間に使用についての合意が成立しないもの

(二) 所有者又は関係人が不明であるものとする。

三 第一項の一時使用権は、沖繩防衛施設局長が、土地等の所在、種類、数量並びに使用の方法及び期間を、沖繩の復帰の日、
(一) 使用についての合意が成立しない土地等にあつてはその所有者又は関係人に通知して、

(二) 所有者又は関係人が不明である土地等にあつては公示して、取得することとする。

四 第一項の一時使用権の期間は、使用についての合意が成立しない土地等にあつては、年を、所有者又は関係人が不明である土地等にあつては、年をこえないこととする。

五 沖繩防衛施設局長は、第三項によつて土地等の一時使用をする場合において、土地等の所有者又は関係人の請求があるときは、自己の見積もつた損失補償額を、次項による損失補償の金額の内

- 六 沖繩防衛施設局長は、第三項により土地等を一時使用したときは、当該一時使用によつてその所有者及び関係人が通常受ける損失（使用料相当額、残地の価格減、離作料、営業上の損失その他通常受ける損失）を、使用の時期の価格によつて、かつ、沖繩防衛施設局長と土地等の所有者及び関係人とが協議して定められた額により、これらの者に対し補償しなければならないこととする。
- 七 前項の協議が整わないときは、土地等の所有者又は関係人は、取用委員会に対し、裁決を申請することができることとする。
- 八 沖繩防衛施設局長は、使用期間が満了したときは、遅滞なく、土地等をその所有者に返還し、土地等の原状回復又はこれに代わる損失の補償を行なわなければならないこととする。

取扱注意

沖繩に駐留するアメリカ合衆国軍隊の用に供する土地等の一時使用に關する法律（案）

（趣旨）

第一条 この法律は、沖繩の復帰に伴い日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき沖繩に駐留するアメリカ合衆国の軍隊の用に供する土地等の一時使用に關し必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「土地等」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定の実施に伴う土地等の使用等に關する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号。以下第五条第三項において「特別措置法」という。）第二条に規定する土地等をいう。

3月22日 施設を備ふる調査より入手せしめ

昭和三十九年三月二十二日、総務省に
 沖繩に駐留するアメリカ合衆国軍隊の用に供する土地等の一時使用に關する法律（案）の趣旨

2 この法律において「所有者」とは、一時使用に係る土地等の所有者（土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第五条に規定する権利にあつては、権利者）をいう。

3 この法律において「関係人」とは、次条の規定によつて土地を一時使用する場合にあつては当該土地に關して地上権、永小作権、地役権、採石権、質権、抵当権、使用貸借若しくは質貸借による権利その他所有権以外の権利を有する者及びその土地にある物件に關して所有権その他の権利を有する者を、次条の規定によつて建物その他土地に定着する物件又は建物にある設備若しくは備品で当該建物の運営上これと一体的に使用されるべきものを一時使用する場合にあつては当該物件又は設備若しくは備品に關して所有権以外の権利を有する者を、次条の規定によつて土地収用法第五条に規定する権利を一時使用する場合にあつては当該権利に關して質権、抵当権、使用貸借若しくは質貸借による権利その他の

権利を有する者をいう。

（使用権の設定）

第三条 この法律の施行の際、沖繩に駐留するアメリカ合衆国の軍隊が現に使用している土地等で、沖繩の復帰の日以後もなお引き続きいて日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき沖繩に駐留するアメリカ合衆国の軍隊の用に供する必要のあるものについて、その所有者及び関係人との間の使用についての合意が成立しないとき、又はその所有者若しくは関係人が明らかでないときは、沖繩防衛施設局長は、次項及び第三項の規定に依つて当該土地等を一時使用することができる。

2 沖繩防衛施設局長は、前項の規定により土地等の一時使用をするときは、使用しようとする土地等の所在、種類、數量並びに使用の方法及び期間を、使用についての合意が成立しない土地等にあつてはその所有者及び関係人に通知し、所有者又は関係人が明

らかでない土地等にあつては政令で定めるところにより公示して、これを行なわなければならない。

3 第一項の規定による一時使用の期間は、使用についての合意が成立しない土地等にあつては、 年を、所有者又は関係人が明らかでない土地等にあつては、 年をこえることができない。

(土地等の一時使用に伴う損失の補償)

第四条 沖繩防衛施設局長は、前条第一項の場合において、土地等の所有者及び関係人の請求があるときは、自己の見積つた損失補償額を払い渡さなければならない。

2 沖繩防衛施設局長は、前条第一項の規定によつて土地等を一時使用した場合においては、土地等を一時使用することによつてその所有者及び関係人が通常受ける損失を、土地収用法第六十九条、第七十条、第七十四条第一項、第七十五条、第八十条の二第一項、第八十四条、第八十八条及び第九十条の規定に準じて補償しな

ればならない。この場合において、損失の補償は、使用の時期の価格（土地又は土地に關する所有権以外の権利に対する損失の補償については、その土地及び近傍類地の地代及び借賃を考慮して算定した使用の時期の価格）によつて算定しなければならない。

3 第一項の規定によつて支払つた損失補償額は、前項の規定による損失補償の金額の内払とする。

4 第二項の規定による損失の補償は、沖繩防衛施設局長と土地等の所有者及び関係人とが協議して定めなければならない。

5 前項の規定による協議が成立しないときは、土地等の所有者又は関係人は、政令で定めるところにより、収用委員会に対し、裁決を申請することができる。

(土地等の返還及び原状回復)

第五条 沖繩防衛施設局長は、第三条第一項の規定により一時使用する土地等の使用期間が満了したときは、遅滞なく、その土地等

をその所有者に返還しなければならない。

2 前項の場合においては、土地等の所有者は、沖縄防衛施設局長に対し、土地等を原状に回復することを請求することができる。ただし、当該土地等が第四条第二項の規定により土地収用法第八十条の二第一項の規定に準じて補償されたものであるときは、この限りでない。

3 特別措置法第十一条及び第十二条の規定は、第一項の規定により土地等をその所有者に返還する場合について準用する。

附 則

この法律は、沖縄返還協定の効力発生の日から施行する。

極 秘
無 期 限
部 の 内
号

大臣秘書官

20-
21 (4-7)

アメリカ局長

参事官

北米第一課長

柳外務次官
条約課長

安全保障課長

条約課長

安全保障課長

施設・区域提供問題

46. 3. 20

米比1

3月29日、防衛施設方権を施設調査官、

長谷川総務課員等と相談の上、後片後
米軍に提供する土地等の一括活用に関する

提議案等について聴取したところ要旨次のとおり。
(当方 丹波軍法課、佐々木音楽課、加藤

北米1課各事務官同席)

1. 施設の方針

個別契約による方針は変更なし。

契約は地主組合長単位で行うこととする。

GA-5

831

外務省

こととした。 (地主組合の区域)

地主組合に加入して、地主に有利な条件
別途考慮の要あり。

2. 問題点

施設方向にあり、本件検討は必要あり

十分進捗していると言いき難い。現在想定
されたところの問題点は次のとおり。

(1) 現在 軍用地内での契約件数は

約 54,000 件である。このうち

3% 程度、1,500 ~ 1,600 件程度は

契約拒否がなされたものと思ふ。

(一般的に)

(2) 9割は、地料が竣工後上昇すること

1割程度は、場所により、現行の

(本土の地料は平均年々 1.85% 増)

レベルを下回った者も存在すると思ふこととする。

GA-6

外務省

にすると、向差互換がある、(0)に ついては、

当方より、施設庁規則の「合意」の法的性格
が不明な点と指摘、之を、たと

借料が具体的に確定し、かつ、貸賃借
の意思表示が両方あることが契約成立

とみられる(4.7.11と(注)F) 11.7.11に
ては、登記局等との協議が必要である。

~~法律~~

(6) 送来的問題の整理は、7.11.11に
別添法律案に ついては、

(1) 2条2項の「所有者」には所有者
不明土地の管理人を含むべきと考慮

すべきである、

(2) 2条3項前段の諸権利の中には

削除しなくてはならない、

(1) 同様に2条2項中段の「設備

としての物品」について、沖縄には30と
該当するものがないとされている、

(2) 2条末尾「沖縄防犯施設局長は、
把握如何(たとへば、沖縄防犯施設局

の業務開始が遅れた場合等) について、
防犯施設庁長官とも変りなし、

等の問題がある、

(2) なる、土地の区画については、父が比

測量図の作成を期待してはならない、

登記簿等の書類を以て必要とする測量図

とみられる等の規定が必要とされている、

この点については、送来的問題の整理

沖繩に駐留するアメリカ合衆國軍隊の用に供する土地等の一時使用に關する法律（案）

（趣旨）

第一條 この法律は、沖繩の復帰に伴い日本國とアメリカ合衆國との間の相互協力及び安全保障条約に基づき沖繩に駐留するアメリカ合衆國の軍隊の用に供する土地等の一時使用に關し必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第二條 この法律において「土地等」とは、日本國とアメリカ合衆國との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づき施設及び区域並びに日本國における合衆國軍隊の地位に關する協定の実施に伴う土地等の使用等に關する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）以下第五條第三項において「特別措置法」という。第三條に規定する土地等をいう。

極 限
無 期
部 内
号 号

2 この法律において「所有者」とは、一時使用に係る土地等の所有者（土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第五條に規定する権利にあつては、権利者）をいう。

3 この法律において「関係人」とは、次條の規定によつて土地を一時使用する場合にあつては当該土地に關して地上権、永小作権、地役権、探石権、質権、抵当権、使用貸借若しくは質貸借による権利その他所有権以外の権利を有する者及びその土地にある物件に關して所有権その他の権利を有する者を、次條の規定によつて建物その他土地に定着する物件又は建物にある設備若しくは備品で当該建物の運営上これと一体的に使用されるべきものを一時使用する場合にあつては当該物件又は設備若しくは備品に關して所有権以外の権利を有する者を、次條の規定によつて土地収用法第五條に規定する権利を一時使用する場合にあつては当該権利に關して質権、抵当権、使用貸借若しくは質貸借による権利その他の

権利を有する者をいう。

(使用権の設定)

第三條 この法律の施行の際、沖縄に駐留するアメリカ合衆国の軍隊が現に使用している土地等で、沖縄の復讐の日以後もなお引き続きいて日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき沖縄に駐留するアメリカ合衆国の軍隊の用に供する必要があるものについて、その所有者及び関係人との間の使用についての合意が成立しないとき、又はその所有者若しくは関係人が明らかでないときは、沖縄防衛施設局長は、次項及び第三項の規定に依つて当該土地等を一時使用することができる。

2 沖縄防衛施設局長は、前項の規定により土地等の一時使用をするときは、使用しようとする土地等の所在、種類、数量並びに使用の方法及び期間を、使用についての合意が成立しない土地等に於てはその所有者及び関係人に通知し、所有者又は関係人が明

らかでない土地等に於ては政令で定めるところにより公示して、これを行なわなければならない。

3 第一項の規定による一時使用の期間は、使用についての合意が成立しない土地等に於ては、年を、所有者又は関係人が明らかでない土地等に於ては、年をこえることができな

(土地等の一時使用に伴う損失の補償)

第四條 沖縄防衛施設局長は、前条第一項の場合において、土地等の所有者及び関係人の請求があるときは、自己の見積つた損失補償額を払い渡さなければならない。

2 沖縄防衛施設局長は、前条第一項の規定によつて土地等を一時使用した場合には、土地等を一時使用することによつてその所有者及び関係人が通常受ける損失を、土地取用法第六十九条、第七十条、第七十四条第一項、第七十五条、第八十条の二第一項、第八十四条、第八十八条及び第九十条の規定に準じて補償したけ

おはならない。この場合において、損失の補償は、使用の時期の備格（土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失の補償については、その土地及び近傍類地の地代及び借賃を考慮して算定した使用の時期の備格）によつて算定しなければならない。

3 第一項の規定によつて支払つた損失補償額は、前項の規定による損失補償の金額の内払とする。

4 第二項の規定による損失の補償は、沖縄防衛施設局長と土地等の所有者及び関係人とは協議して定めなければならない。

5 前項の規定による協議が成立しないときは、土地等の所有者又は関係人は、政令で定めるところにより、収用委員会に対し、裁決を申請することができる。

（土地等の返還及び原状回復）

第五条 沖縄防衛施設局長は、第三条第一項の規定により一時使用する土地等の使用期間が満了したときは、遅滞なく、その土地等

をその所有者に返還しなければならない。

2 前項の場合においては、土地等の所有者は、沖縄防衛施設局長に対し、土地等を原状に回復することを請求することができる。

ただし、当該土地等が第四条第二項の規定により土地収用法第八十條の二第一項の規定に準じて補償されたものであるときは、この限りでない。

3 特別措置法第十一條及び第十二條の規定は、第一項の規定により土地等をその所有者に返還する場合について準用する。

附 則
この法律は、沖縄返還協定の効力発生の日から施行する。

222号のA
6号のA(1)のA(1)

極 秘
無 期 限
部 内 号

条約課長
法規課長
安全保障課長
アメリカ局長
参事官
北米才一課長

在沖米軍に提供した土地等
暫定使用に関する法案について
要綱

46.4.26
米北-(F)2

4月26日防衛施設庁 指定施設調査官(米)
担当者(米)に在米と連絡し、別添「沖米
に駐留したアメリカ合衆国軍隊の用に供した
土地等の暫定使用に関する法案要綱(案)」
を参考の上、在沖法案について下記のとおり
説明紙を作成し、今参考を。 (3月卒之
沖米軍務官、米得道本務官、米北1加藤、
岩崎、有地 出席)

米北の要綱に
関する
検討
米北の要綱に
関する
検討
米北の要綱に
関する
検討
米北の要綱に
関する
検討

GA-5

1072

外務省

2

記

1. 在沖法案は、4月26日防衛施設庁長官の
許可を待たず、一応同長官の了承を得たもの
であるが、米北防衛施設庁にも合議に付した
後、この法案の審議の段階にある。

2. 従前の案は「一時使用」としていたが、今
回は「暫定使用」と改めた。米北防衛施設
庁の6月議決を意味すると思われる。米北
議決を過ぎるまで、米北に改めた。在沖の
合議の件、暫定期間を3~5年とするあり、
小笠原、米北に徴し、5年経過後は如何
というのか大勢がある。大の期間の問題
は米北に徴すあり、例之「米」といふこと
も部外(米北も含め)に伏すことあり。

GA-6

外務省

注. 本土に於ける特措法適用の例を以て
経済には1件平均120日の期間を要している。

1576号
沖縄の契約と同様に申し立ては15401件あり
と見られること。本土の現行ペースで行くと
5400件
180年かかると計算される。何れにせよ期間が長
い程かかること。各理由は中略に属す

1213。

3. 本案は5月15日付の以 附随案件として
(本件以 自衛隊が引き続き施設を土岐に置く

も施設等の検討を要している) 沖縄、北沢
等々の検討は終了している。施設等とし

ては、別途5月1日付の(資料)並送を以て大
蔵省に提示したところである。

又同調査官は対策を段階として本件法律の3公社、道庁等
の使用に供する土地の問題が掘り出されたことなど停止

沖縄に駐留するアメリカ合衆国軍隊の用に供する土地等の暫定使用に関する法律案要綱(案)

- 1 この法律は、沖縄の復帰に伴い日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき沖縄に駐留するアメリカ合衆国の軍隊(以下「駐留軍」という。)の用に供する土地等の暫定使用に関して必要な事項を定めることとすること。
- 2 沖縄の復帰の日の前日において、沖縄にあったアメリカ合衆国の軍隊が使用していた土地等で、沖縄の復帰の日以後もなお引き続き駐留軍の用に供する必要があるもの~~に~~、土地等の所有者及び関係人との間に使用についての合意が成立しないときは、防衛施設庁長官は当該土地等を暫定的に使用することができることとすること。
- 3 防衛施設庁長官は、前項により土地等を使用するときは、当該土地等の所在、種類、数

量並びに使用の方法及び期間を公示するとともに、当該土地等の所有者及び関係人に対してその公示すべき事項を通知しなければならないこととすること。

- 4 第2項の使用の期間は、この法律の施行の日から年をこえない範囲内で政令で定める期間をこえることができないこととすること。
- 5 防衛施設庁長官は、この法律の施行の日において、土地等を使用する権利を取得し、当該土地等に関するその他の権利は、使用期間中は、行使することができないこととすること。ただし、公示に定めた方法による当該土地等の使用を妨げない権利は、行使することができることとすること。
- 6 防衛施設庁長官は、第二項によつて土地等の使用をする場合において、土地等の所有者又は関係人の請求があるときは、自己の見積もつた損失補償額を、次項による損失補償の金額の内払として、払い渡さなければならないこととすること。

7 防衛施設庁長官は、第二項により土地等を使用したときは、当該使用によつてその所有者及び関係人が通常受ける損失（使用料相当額、残地の価格減、離作料、営業上の損失その他の通常受ける損失）を、使用の時期の価格によつて、かつ、防衛施設庁長官と土地等の所有者及び関係人とが協議して定めた額により、これらの者に対し補償しなければならないこととする。

8 前項の協議が整わないときは、防衛施設庁長官、土地等の所有者又は関係人は、収用委員会に対し、裁決を申請することができることとする。

9 防衛施設庁長官は、使用期間が満了したとき、又は使用期間の満了前において使用する必要がなくなつたときは、土地等をその所有者又はその承継人に返還するとともに、使用期間が満了した旨又は使用期間の満了前において使用する必要がなくなつた旨を公示し、土地等の原状回復又はこれに代わる損失の補

償を行なわなければならないこととする。

10 この法律は、沖縄返還協定の効力発生の日から施行することとする。

始期限(3年以内)を指定して置くものと
 思ふ。施設等の場合 地主との
 契約によることとしないが、指定使用期間
 は長程望ましいと考へた。

3. 当権利
 (償還補償問題について、復帰条の半年が取
 得し当初の損失を^{償還}するに於ける法
 的妥当性如何を説くこと)

(1) 地主との賃貸契約に於て、復帰条の半年
 が当初取得した損失を^{償還}して償還補償
 を受ける旨を記すことである。

(2) 指定使用法に於ては、同法発効前
 即ち復帰条の^{償還}して償還補償
 を受ける旨を^{記載}すること
 というが、既に国庫に於ては満ちた。
 従つて指定使用法に於ては取得した

土地の償還補償問題については、同法
 と併用して、例として新設の支店等の
 構造に於て許諾する旨を^{記載}すること
 あり。

4. 今後の方針としては、9月に入った早急に
 本連の調査等と協議して、法策を定め
 2行を以て考へて置くが、本連に於て
 本と本役の法策を調整部が在りては
 積極的の取組を以てせねばならぬ
 ことと考へて置く。又とも二行を以て
 附の在りては復すべし。

取扱注意

沖繩に駐留するアメリカ合衆国軍隊の用に供する土地等の暫定使用に関する法律（案）

（趣旨）

第一条 この法律は、沖繩（硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）をいう。以下同じ。）の復帰に伴い、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「合衆国軍協定」という。）を実施するため、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき沖繩に駐留するアメリカ合衆国の軍隊（以下「駐留軍」という。）の用に供する土地等の暫定使用に関し必要な事項について定めるものとする。

取扱注意

46-8-26
防衛施設庁 1123

（定義）

第二条 この法律において「土地等」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第四百四十号）第五条第三項において「特別措置法」という。（第二条に規定する土地等をいう。）

2 この法律において「所有者」とは、使用に係る土地等の所有者（土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第五条に規定する権利にあつては、権利者）をいう。

3 この法律において「関係人」とは、次条の規定によつて土地を使用する場合にあつては当該土地に関して地上権、水小作権、地役権、採石権、質権、抵当権、使用貸借若しくは賃貸借による権利その他所有権以外の権利を有する者及びその土地にある物件に

3
關して所有權その他の權利を有する者を、次条の規定によつて建物その他土地に定着する物件又は建物にある設備若しくは備品で当該建物の運営上これと一体的に使用されるべきものを使用する場合にあつては当該物件又は設備若しくは備品に關して所有權以外の權利を有する者を、次条の規定によつて土地収用法第五条に規定する權利を使用する場合にあつては当該權利に關して質權、抵當權、使用貸借若しくは賃貸借による權利その他の權利を有する者をいう。

（使用權の設定）

4
第三条 沖繩の復歸の日の前日において、沖繩にあつたアメリカ合衆国の軍隊又は当局が使用していた土地等で、沖繩の復歸の日以後もなお引き続いて施設及び区域（合衆国軍協定第二条第一項の施設及び区域をいう。）として、駐留軍の用に供する必要があるものうち、その所有者及び關係人との間に使用についての合意が成立しないものがあるときは、防衛施設庁長官は、次項及び第三項の規定に従つてこれを使用することができる。

2
防衛施設庁長官は、前項の規定により土地等を使用する場合には、遲滞なく、当該土地等の所在、種類、数量並びに使用の方法及び期間を政令で定めるところにより公示するとともに、その所有者及び關係人が明らかであるときは、当該所有者及び關係人に、その公示すべき事項を通知しなければならない。

3 第一項の規定による使用の期間は、この法律の施行の日から年をこえない範囲内において当該土地等の所在、種類、使用の方法等を考慮して必要と認められる期間として、政令で定める期間をこえることができない。

4 第一項の規定により土地等を使用するときは、防衛施設庁長官は、この法律の施行の日において、当該土地等を使用する権利を取得し、当該土地等に関するその他の権利は、使用期間中は、行使することができない。ただし、第二項の公示に定めた方法による当該土地等の使用を妨げない権利については、この限りでない。

(土地等の使用に伴う損失の補償)

第四条 防衛施設庁長官は、前条第一項の場合において、土地等の所有者及び関係人の請求があるときは、自己の見積もつた損失補償額を払い渡さなければならない。

2 防衛施設庁長官は、前条第一項の規定により土地等を使用した場合においては、土地等を使用することによつてその所有者及び関係人が通常受ける損失を、土地収用法第六十九条、第七十条、第七十四条第一項、第七十五条、第八十四条、第八十八条、第九十条及び第九十三条の規定の例により補償しなければならない。この場合において、損失の補償は、使用の時期の価格（土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失の補償については、その土地及び近傍類地の地代及び借賃を考慮して算定した使用の時期の価格）によつて算定しなければならない。

3 第一項の規定によつて支払つた損失補償額は、前項の規定によ

る損失補償の金額の内払いとする。

4 第二項の規定による損失の補償は、防衛施設庁長官と土地等の所有者及び関係人とが協議して定めなければならない。

5 前項の規定による協議が成立しないときは、防衛施設庁長官、土地等の所有者又は関係人は、政令で定めるところにより、収用委員会に対し、土地収用法第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

（土地等の返還及び原状回復）

第五条 防衛施設庁長官は、第三条第一項の規定により使用する土地等の使用期間が満了したとき、又は使用期間の満了前において使用する必要がなくなつたときは、遅滞なく、その土地等をその所有者又はその承継人に返還するとともに、使用期間が満了した旨又は使用期間の満了前において使用する必要がなくなつた旨を政令で定めるところにより公示しなければならない。

2 前項の場合においては、土地等の所有者又はその承継人は、防衛施設庁長官に対し、土地等を原状に回復することを請求することができる。

3 特別措置法第十一条、第十二条及び第十三条の規定は、第一項の規定により土地等をその所有者又はその承継人に返還する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「防衛施設局長」とあるのは「防衛施設庁長官」と読み替えるものとする。

附 則

この法律は、沖縄返還協定の効力発生の日から施行する。

沖繩米軍用地の使用期間

返還後5年以内に
府野党の反発必至

政府は沖縄返還後の米軍用地を地主の返しがあつても三週間米

軍に提供せざるやむを得ずする暫定措置法案を審議していきが、同法案の最大の特徴である暫定使用期間を「返還後5年以内」とする方針である。政府は自衛隊が使用する地帯について多くを同じ扱いをする考えであり、これにより沖縄の基地返還後5年間は自衛隊の使用されることになる。これに対し野党側は「これは沖縄を基地の地帯として暫定的に画定するものであり、暫定措置法案は秋の沖縄国会の最大の対法案の一つとなる見込みがある」とする。沖縄の米軍用地は約二百五十万平方メートルに及ぶもので、地主の数は約三万七千人の多数に達している。これらの米軍用地は現在、高等弁務官布告第二〇号「賃借権の取得について」に基づいて米軍の使用が認められており、しかし返還後は本土並みに政府と個人の地主が新たに賃借権契約を結び、これを改め米軍や自衛隊に提供することとなる。

租園復権協議会など革新団体が契約拒否運動を進めていくなどから、折衝が難航するのでは懸念が強い。また、米軍用地の返還後5年以内という期間も、このため政府は返還後5年以内を維持し、土地に付いては一定期間継続使用できる暫定措置法案を審議して行く方針である。同法案は、返還後5年以内は継続使用できるが、その間埋否地に対しては土取用法に基づいて土地取戻委員会が強制取用作業を進めていく。

沖縄の場合、暫定使用期間を5年以内とするには政府側内に異論があり、「租園復権協議会」を考慮して3年程度にするべき」と

いう案も上げられた。しかし沖縄の場合は地主の数が非常に多く、地主不明の土地もあり、短期間で契約締結や強制取用の作業を進めることは難しい。政府の他の沖縄復権作業は返還後5年を以てして、一などの理由から5年を以てしてはならない。

しかもこの政府の方針に対して野党側は「地主の権利を不当に侵すものである」と、返還後5年以内を以てしてはならないと主張する考えもある。特に租園復権協議会では暫定措置法案を政府攻撃の目玉と見做している。

46. 8. 20
124.2 (18) 10
2面

局地防犯の任務に当ることには共同コミュニケにも明らかにされ
おり、そのプログラムに於ては防犯当局内不_レ了解が成まら_レお
り、その了解の下に、米軍が現在使用中の基地が自_レ隊に引きつ
る訳である。即ち政治的にも技術的にも米軍施設区域の場合と同
様な法的措置が必要である。

煙の止遣(兩)

五、公社、道路等に於ては、米側との関係は直接ないが、返還日
に使用権原を地主から取得せねばならぬことについては同様であ

り、このための立法措置については、復帰に伴う特別措置法案の

一部として既に政府内部で検討が進められている。

六、米軍に提供すべき施設、区域及び自_レ隊の基地のための土地等
につき契約が成り立つる場合にも政府が復帰に当りその使用の
権原を取得しうるための措置は、政府が法律の規定により

使用権を取得する特別立法によりしるべきでない。この特別立法
は、前記の公社、道路等の場合の法的措置と同様の性質

のものをあり、冲縄復帰に伴なう必要となる特別措置であつて、返
還協定の発効に必要なものがあるのを、復帰に伴なう特別措置
法案中に含めることか妥当であり、また、然らざればこの特別立法
の々の成立が遅らるる返還協定の批准手続を遅めざないことと
なることか危懼せらるる。

七よ、政府とくは、先づ早急に前記の既借料値上げ
に及ぶの決定を行なう地主との話し合を速めるとともに、右の

外務省

特別立法を特別措置法案の中の一括措置することと致した
い。

秘
無期限

条約課長
法規課長

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

安全保障課長

沖縄復帰後の土地一時使用法案
(附帯施設法案)について

46.9.30
米北一(自地)

沖縄復帰後の土地一時使用法案について
附帯施設(施設令を含む)関係事項をどう
するか(特別措置法案に他府令と一括含め
るか)につき、目下、沖縄、北米評議所と附帯
所との間に議論あり。昨9月29日の衆議
院特委において、山本通商局長が「附帯
施設令と他府令と一括するのは不可能」と
断言し、答弁を行なった。9月

GA-5

002581 外務省

29日 附帯施設評議所課 水口課長
より、下記2案を大分16.9.26 附帯
所より 仰せられた。

記

1. 「(土地のつむみ使用法の改正)」(別添1)

本案は、附帯施設令を改正し、発生、
運送、運輸、建設関係の分を北米に
譲渡し、形式上は評議所が取り扱
う形にしたい。案の内容は建設省
が審議をせよと評議所作成。与野の
調整を行なったものによる。(施設
令については本案が現在も standing とい
うことも知らぬ。

2. 「(土地又は工作物のつむみ使用法の改正)」(別添2)

GA-6

外務省

29日 防衛施設部 総務課 水口 某君
より 下記2章を入手した。別添

のとおり 仰告する。

記

1. 「土地の調査の件（別添）」 (別添1)

本章は 防衛施設部 陸軍部 陸軍省
建設 運輸 建設関係の分科にあり

本文は 形式上は 防衛施設部 陸軍省
の形にあり。建設関係の建設部

か 音頭をとり 陸軍省 陸軍省
調査を執行したものとあり。(記

章には 本章が 陸軍省 standing
の承認あり。

2. 「土地の調査の件（別添）」 (別添2)

本章は 防衛施設部 防衛施設部
1つ。別添1 (別添1) と併せて

本章は 防衛施設部 防衛施設部
本文にあり。本章中の「一六

とあり部分。別添1の「一六」を挿入
したものとあり。

本章 防衛施設部 本章の
1: 本文 陸軍省 陸軍省

防衛施設部 防衛施設部
陸軍省の下に 陸軍省

あり。

(土地についての使用権の設定)

第 条 次の各号に掲げる施設又は工作物を管理する者は、この法律の施行の日からそれぞれ当該各号に掲げる土地について権原を取得するまでの間当該土地を使用することが出来る。ただし、この法律の施行の日から起算して五年を経過した日(その日前に、事業の廃止、変更その他の事由により、当該土地を使用する必要がなくなつたときは、その事由が生じた日の翌日)以後においては、この限りでない。

一 この法律の施行の際琉球水道公社の設立(千九百五十八年高等弁務官布令第八号)に基づく琉球水道公社が水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)による水道事業又は水道用水供給事業に相当する事業の用に供してゐる土地(これらの事業の用に供する施設に関する事業の用に供してゐる土地を含む。)で、引き続き同法による水道事業又は

水道用水供給事業の用に供する施設の用に供する土地(当該施設に関する事業の用に供する土地を含む。)となるべきもの

二 この法律の施行の際琉球電力公社の設立(千九百五十四年琉球列島米国民政府布令第百二十九号)に基づく琉球電力公社が電気事業法(

昭和三十九年法律第百七十号)による電気工作物に相当する工作物の用に供してゐる土地で、引き続き同法による電気事業の用に供する電気工作物の用に供する土地となるべきもの

三 この法律の施行の際沖繩にある飛行場の敷地で、引き続き運輸大臣が設置する飛行場の敷地となるべきもの

四 この法律の施行の際沖繩にある航空機の航行を援助するための施設又は航空通信の用に供する電気通信設備の用に供してゐる土地で、引き続き運輸大臣が設置する航空法(昭和三十七年法律第百三十一

号)による航空保安施設又は運輸大臣が航空通信の用に供する電気通信設備の用に供する土地となるべきもの

五 この法律の施行の際沖繩にある航路標識法(昭和二十四年法律第十九号)による航路標識に相当する施設の用に供されている土地で、引き続き海上保安庁長官が設置する同法による航路標識の用に供する土地となるべきもの

六 この法律の施行の際一般交通の用に供されているアメリカ合衆国軍隊の築造に係る道の敷地のうち、沖繩の道路法(千九百六十五年立法第六十四号)の規定により決定された道路の区域内にあるもので引き続き道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による道路を構成する敷地となるべきもの

二 前項各号に掲げる土地の区域は、次の各号に掲げる区分に依り、当該

各号に掲げる者がこの法律の施行前に告示で定めるものとする。

- 一 前項第一号に掲げる土地 厚生大臣
- 二 前項第二号に掲げる土地 通商産業大臣
- 三 前項第三号に掲げる敷地 運輸大臣
- 四 前項第四号に掲げる土地 運輸大臣
- 五 前項第五号に掲げる土地 海上保安庁長官
- 六 前項第六号に掲げる敷地 建設大臣

三 第一項の規定により土地を使用する者は、この法律の施行後、遅滞なく、使用する土地の区域及び使用の方法をその所有者並びにその氏名又は名称及び住所が明らかなる関係人(この法律の施行の日に当該土地に關して土地收用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第五条に掲げる権利を有する者及びその承継人という。以下同じ。)に通知しなければならない

るない。この場合において、その所有者の氏名若しくは名称又は住所を
確知することができないときは、政令で定めるところにより、その通知
すべき事項を公示しなければならない。

(土地又は工作物についての使用権の設定)

第 九 条 次の各号に掲げる土地又は工作物を管理する者は、この法律の施行の日(第七号ハに掲げる施設にあつては、当該施設の使用の開始の日)からそれぞれ当該各号に掲げる土地又は工作物について権原を取得するまでの間当該土地又は工作物を使用することができる。ただし、この法律の施行の日から起算して五年を経過した日(その日前に、事業の廃止、変更その他の事由により、当該土地又は工作物を使用する必要がなくなつたときは、その事由が生じた日の翌日)以後においては、この限りでない。

一六 略

七 この法律の施行の際アメリカ合衆国軍隊の用に供されている設備及び用地で、次に掲げるものの用に供する土地又は工作物となるべきも

の

イ 引き続き自衛隊の部隊が使用する施設

ロ 引き続きアメリカ合衆国軍隊が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(ハ)において「地位協定」という。(第二條第一項(α)の規定に従い使用を許される施設及び区域

域

ハ ロの施設及び区域で、昭和四十八年七月一日以前に、地位協定第二條第二項の規定に従いアメリカ合衆国から日本国に返還され、引き続き自衛隊の部隊が使用するもの

二 前各号に掲げる土地又は工作物の区域は、次の各号に掲げる区分に依り、当該各号に掲げる者があらかじめ告示で定めるものとする。

一六略

七 前項第七号に掲げる土地又は工作物 防衛施設庁長官

極秘

沖繩における公共用地等の暫定使用に関する法律（仮称）試案

（土地又は工作物の暫定使用）

第1条 次各号に掲げる施設等を管理する者（第七号に掲げるものについては、国）は、この法律の施行の日（第七号に掲げる施設にあつては、当該施設の使用の開始の日。次条第二項において同じ。）からそれぞれ当該各号に掲げる土地又は工作物について権原を取得するまでの間当該土地又は工作物を使用することができる。ただし、この法律の施行の日から起算して五年をこえない範囲内において当該施設等の種類及び設置場所等を考慮して必要と認められる期間として政令で定める期間を経過した日（その日前に、事業の廃止、変更その他の事由により、当該土地又は工作物を当該施設等の用に供する必要がなくなつたときは、その事由が生じた日の翌日）以後においては、この限りでない。

- 一 この法律の施行の際一般交通の用に供されているアメリカ合衆国軍隊の築造に係る道の敷地のうち、沖繩の道路法（千九百六十五年立法第六十四号）の規定により決定された道路の区域内にあるもので引き続き道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路を構成する敷地となるべきもの
- 二 この法律の施行の際沖繩にある航路標識法（昭和二十四年法律第十九号）による航路標識に相当する施設の用に供されている土地で、引き続き海上保安庁長官が設置する同法による航路標識の用に供する土地となるべきもの
- 三 この法律の施行の際沖繩にある飛行場の敷地で、引き続き運輸大臣が設置する飛行場の敷地となるべきもの
- 四 この法律の施行の際沖繩にある航空機の航行を援助するための施設

又は航空通信の用に供する電気通信設備の用に供されている土地で、引き続き運輸大臣が設置する航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による航空保安施設又は運輸大臣が航空通信の用に供する電気通信設備の用に供する土地となるべきもの

五 この法律の施行の際琉球電力公社の設立（千九百五十四年琉球列島米国民政府布令第百二十九号）に基づく琉球電力公社が電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による電気工作物に相当する工作物の用に供している土地で、引き続き同法による電気事業の用に供する電気工作物の用に供する土地となるべきもの

六 この法律の施行の際琉球水道公社の設立（千九百五十八年高等弁務官布令第第八号）に基づく琉球水道公社が水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）による水道事業又は水道用水供給事業に相当する事業の

用に供している土地（これらの事業の用に供する施設に関する事業の用に供している土地を含む。）で、引き続き同法による水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設の用に供する土地（当該施設に関する事業の用に供する土地を含む。）となるべきもの

七 この法律の施行の際アメリカ合衆国軍隊の用に供されている設備及び用地で、次に掲げるものの用に供する土地又は工作物となるべきもの

イ 引き続き自衛隊の部隊が使用する施設

ロ 引き続きアメリカ合衆国軍隊が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（ハ）において「地位協定」という。）第二条第一項（ニ）の規定に従い使用を許される施設及び区

域

ハ ロの施設及び区域で、昭和四十八年七月一日以前に、地位協定第二條第二項の規定に従いアメリカ合衆国から日本国に返還され、引き続き自衛隊の部隊が使用するもの

前項に規定する土地の区域及び工作物並びに当該土地及び工作物の使用の方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者がこの法律の施行前に告示する。

- 一 前項第一号に掲げる敷地 建設大臣
- 二 前項第二号に掲げる土地 海上保安庁長官
- 三 前項第三号に掲げる敷地 運輸大臣
- 四 前項第四号に掲げる土地 運輸大臣
- 五 前項第五号に掲げる土地 通商産業大臣

六 前項第六号に掲げる土地 厚生大臣

七 前項第七号に掲げる土地又は工作物 防衛施設庁長官

第一項の規定により土地又は工作物を使用する者は、この法律の施行後、遅滞なく、当該土地の区域又は工作物及び使用の方法をその所有者並びにその氏名又は名称及び住所が明らかなる関係人（この法律の施行の日に関し当該土地又は工作物に關して所有権以外の権利を有する者及びその承継人をいう。以下同じ。）に通知しなければならない。この場合において、その所有者の氏名若しくは名称又は住所を確知することができないときは、政令で定めるところにより、その通知すべき事項を公示しなければならない。

（土地又は工作物の使用に伴う損失の補償）

第二條 前條第一項の規定により土地又は工作物を使用する者は、当該土

地又は工作物を使用することによつてその所有者及び関係人が通常受ける損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償は、政令で定める区分に応じ、各年度（国の会計年度をいう。以下同じ。）に係る分を当該年度においてしなければならない。この場合において、損失の補償は、各年度に係る分について、当該年度の開始する日（この法律の施行の日の属する年度にあつては、この法律の施行の日。以下同じ。）の価格（土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失の補償についてはその土地及び近傍類地の地代及び借賃等を考慮し、工作物又は工作物に関する所有権以外の権利に対する損失の補償についてはその工作物及び近傍同種の物件の使用料及び借賃等を考慮して算定した当該年度の開始する日の価格）によつて算定しなければならない。

3 第一項の規定による損失の補償は、各年度に係る分について前条第一項の規定により土地又は工作物を使用する者と当該土地又は工作物の所有者及び関係人とが協議して定めなければならない。ただし、協議をすることができないときは、この限りでない。

4 前条第一項の規定により土地又は工作物を使用する者は、その所有者及び関係人の請求があるときは、自己の見積つた当該年度に係る損失の補償の額を払い渡さなければならない。

5 第三項本文の規定による協議が成立しないとき、又は同項ただし書に規定する場合に該当するときは、前条第一項の規定により土地若しくは工作物を使用する者又は当該土地若しくは工作物の所有者若しくは関係人は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請することが

できる。

(原状回復の義務)

第三条 第一条第一項の規定により土地又は工作物を使用する者は、同項ただし書の規定により当該土地又は工作物を使用することができなくなつたときは、遅滞なく、当該土地又は工作物をその所有者に返還しなければならぬ。この場合において、政令で定める要件に該当するときは、当該土地又は工作物を原状に回復し、又は原状に回復しないことによつて生ずる損失を補償しなければならない。

(政令への委任)

第四条 前三条に定めるもののほか、第一条の規定による土地又は工作物の使用について必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、第一条第二項の規定は、公布の日から施行する。

(附則第二項以下略)

秘
無期限

2
1
7
21
条約課長

安全保障課長
me 23

アメリカ局長
参事官
北米才一課長

一時使用貸借地の使用権取得問題に
関する防衛施設庁字第

46. 10. 12
米北一 (須田)

10月9日、防衛施設庁沖繩対策室より、
地協協定第2条4項(b)の使用を認め

る設備・用地に關し、米側が復帰の前日に
おいて土地の使用権を取得して下さる。且つ

日本政府と土地所有者の向て契約が
締結されない場合の問題案につき、米側の

注意喚起方を踏越したの7、右字第書

10月13日米北一才一課長に申入候
は、米側が土地の権利を認める事
に關する事案。

GA-5

外務省

2704

を参考として同院致し可。

GA-6

外務省

取扱注意

地位協定第二条四項(b)の使用を認める設備・用地に関する問題について

昭和四十六年十月一日
防衛施設庁

10/9
DFCAの神前室より当課へ送付されたもの
(2条約20134)

返還協定第三条に関する了解覚書A表中で、復帰の日から地位協定第二条四項(b)による使用を米側に許容することを予定している七訓練場のうち、安波、川田及び瀬嵩の三訓練場については、未だ村長の使用許可を取り付けるに至っておらず、米軍は、目下、これが使用許可の取り付けについて関係村長等と折衝中とのことである。

政府は、これらの訓練場についても復帰の日から「施設及び区域」として米軍に提供するためには、当該訓練場に係る土地等の使用権を確保しなければならぬことは当然であり、防衛施設庁としては今後これが使用権の取得について関係地主等と折衝を行なうこととなるが、あくまで地主が契約に応じない場合に対処するため、土地

等の暫定使用に関する法律の制定について、現在、関係省庁と協議検討中である。

しかしながら、前記訓練場について、米側が復帰の前日の時点に土地の使用権を保有していない場合、政府と土地所有者等との間で話し合いが成立し契約が締結される場合は格別、もし、契約が締結できないときは、法律に基づく公権力の行使によつて、これが使用権を取得することとなるが、前記土地等の暫定使用に関する法律の立法趣旨から判断すると、同暫定使用法により使用権を取得することとは困難であり、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法」(昭和二十七年法律第一四〇号)の手続きにより使用権を取得するよりほかに方法はないものと考えられる。

従つて、この場合、前記訓練場に係る土地等の使用権を復帰と同

時に取得することができない場合も予測されるので、米側においては、同訓練場の使用条件、使用時期等についての地元の要望を十分尊重し、地元民の了解を早急に取り付け、村長の使用許可を得るよう申し入れる等、米側の注意を喚起されたく依頼する。

なお、前述の問題は、当該訓練場前面水域の設定同意の取り付けにも多大の関連があることを申し添える。

以上

46-10-1 25276155

46-10-1 25276155

11月 11日 11日 11日
11月 11日 11日 11日

11月 11日 11日 11日

11月 11日 11日 11日

11月 11日 11日 11日

11月 11日 11日 11日

11月 11日 11日 11日

11月 11日 11日 11日

11月 11日 11日 11日

11月 11日 11日 11日

11月 11日 11日 11日

11月 11日 11日 11日

11月 11日 11日 11日

11月 11日 11日 11日

11月 11日 11日 11日

46-10-1 25276155

11月 11日 11日 11日

11月 11日 11日 11日

11月 11日 11日 11日

アメリカ局長

条約局長

参事官

参事官

北米一課長

法規課長

条約課長

安全保障課長

土留暫定使用法案の技術的向致

極秘

46. 10. 2

条 条 冊 4

10月1日、標記の件に関し、施設を担当

官（総務部総務課久保田課長補佐）を招

致し（当方米北上佐藤、米保松田各事務官及び

冊4）会談した。外務省から米北内閣

真とし気付くところ取敢えず次の通り。

（本件の2つの問題点に関し外務省の意見

は早急の申しつけを待つ時既に済む

GA-6

外務省
169

合わなく存する恐あり。）

1. 第1条1項七号

「法律の施行の際……アメリカ……軍隊の用

に供する……」

の表現は「許可更新の一時使

用地を accommodate するに不可能と

みう。尚、先方は、現在の民政府の

建物敷地——マナト補給地区内——は

軍の用に供するに考へておいかと

値り……」当方米北……を肯定。又、

ナハ、サービスセンター……は全部埋立

GA-6

外務省

め………

復帰后1年以内の自衛隊が引き受
 けし施設、区域が「地位協定」第2条
 2項の規定に従ったものであるから日本国の
 返還地……と存するに違いない
 当方は、協定第2条2項の規定として
 いる理由如何（七号口とともに単に
 「地位協定の規定」といふだけでは不十分
 又、2条2項を讀むか3項を讀むか
 問題が起る）と讀むべきである。先方は
 Bリストに於て返還は2条2項に於て返還
 であり、この限りにあつてBリスト

①
 ②
 ③
 ④
 ⑤
 ⑥
 ⑦
 ⑧
 ⑨
 ⑩
 ⑪
 ⑫
 ⑬
 ⑭
 ⑮
 ⑯
 ⑰
 ⑱
 ⑲
 ⑳
 ㉑
 ㉒
 ㉓
 ㉔
 ㉕
 ㉖
 ㉗
 ㉘
 ㉙
 ㉚
 ㉛
 ㉜
 ㉝
 ㉞
 ㉟
 ㊱
 ㊲
 ㊳
 ㊴
 ㊵
 ㊶
 ㊷
 ㊸
 ㊹
 ㊺
 ㊻
 ㊼
 ㊽
 ㊾
 ㊿

以外のものを1年以内の返還工場の自
 衛隊は之をも暫定使用すべきに違いない
 のを避ける必要ありと考へて
 4. 第3条（原状回復）
 当方は、返還協定第3条2項との関
 連から原状回復は復帰前までにかゝる
 ことを明記する必要ありと考へて如何。
 又、この法律案に於て原状が復帰の際
 の原状をいふものである。復帰の際の原状
 を確認しておくため関係地主の基地立
 ちを復帰時共に認めよとの議論も起

地主の土地の回復の際に本件法律を適用

してはどうかと疑問あり。この点について

直接

より、この問題は外務省の問題ではないかとも思

存する。法廷の問題もあり、必ずしもこの通り

極秘

秘 限 内
無 期 の 号
極 字 5 号

沖繩における公共用地等の暫定使用に関する法律（仮称）試案

（土地又は工作物の暫定使用）

第一条 次の各号に掲げる施設等を管理する者（第七号に掲げるものについては、国）は、この法律の施行の日（第七号に掲げる施設にあつては、当該施設の使用の開始の日。次条第二項において同じ。）からそれぞれ当該各号に掲げる土地又は工作物について権原を取得するまでの間当該土地又は工作物を使用することができる。ただし、この法律の施行の日から起算して五年をこえない範囲内において当該施設等の種類及び設置場所等を考慮して必要と認められる期間として政令で定める期間を経過した日（その日前に、事業の廃止、変更その他の事由により、当該土地又は工作物を当該施設等の用に供する必要がなくなつたときは、その事由が生じた日の翌日）以後においては、この限りでない。

一 この法律の施行の際一般交通の用に供されているアメリカ合衆国軍隊の築造に係る道の敷地のうち、沖繩の道路法（千九百六十五年立法第六十四号）の規定により決定された道路の区域内にあるもので引き続き道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路を構成する敷地となるべきもの

二 この法律の施行の際沖繩にある航路標識法（昭和二十四年法律第十九号）による航路標識に相当する施設の用に供されている土地で、引き続き海上保安庁長官が設置する同法による航路標識の用に供する土地となるべきもの

三 この法律の施行の際沖繩にある飛行場の敷地で、引き続き運輸大臣が設置する飛行場の敷地となるべきもの

四 この法律の施行の際沖繩にある航空機の航行を援助するための施設

又は航空通信の用に供する電気通信設備の用に供されている土地で、引き続き運輸大臣が設置する航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による航空保安施設又は運輸大臣が航空通信の用に供する電気通信設備の用に供する土地となるべきもの

五、この法律の施行の際琉球電力公社の設立（千九百五十四年琉球列島米国民政府布令第二百二十九号）に基づく琉球電力公社が電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による電気工作物に相当する工作物の用に供している土地で、引き続き同法による電気事業の用に供する電気工作物の用に供する土地となるべきもの

六、この法律の施行の際琉球水道公社の設立（千九百五十八年高等弁務官布令第八号）に基づく琉球水道公社が水道法（昭和三十二年法律第三百七十七号）による水道事業又は水道用水供給事業に相当する事業の用に供している土地（これらの事業の用に供する施設に関する事業の用に供している土地を含む。）で、引き続き同法による水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設の用に供する土地（当該施設に関する事業の用に供する土地を含む。）となるべきもの

七、この法律の施行の際アメリカ合衆国軍隊の用に供されている設備及び用地で、次に掲げるものの用に供する土地又は工作物となるべきもの

イ 引き続き自衛隊の部隊が使用する施設

ロ 引き続きアメリカ合衆国軍隊が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（ハ）において「地位協定」という。）第二条第一項（ニ）の規定に従い使用を許される施設及び区

域

ハ、ロの施設及び区域で、昭和四十八年七月一日以前に、地位協定第二條第二項の規定に従いアメリカ合衆国から日本国に返還され、引き続き自衛隊の部隊が使用するもの

2 前項に規定する土地の区域及び工作物並びに当該土地及び工作物の使用の方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者がこの法律の施行前に告示する。

- 一 前項第一号に掲げる敷地 建設大臣
- 二 前項第二号に掲げる土地 海上保安庁長官
- 三 前項第三号に掲げる敷地 運輸大臣
- 四 前項第四号に掲げる土地 運輸大臣
- 五 前項第五号に掲げる土地 通商産業大臣
- 六 前項第六号に掲げる土地 厚生大臣
- 七 前項第七号に掲げる土地又は工作物 防衛施設庁長官

3 第一項の規定により土地又は工作物を使用する者は、この法律の施行後、遅滞なく、当該土地の区域又は工作物及び使用の方法をその所有者並びにその氏名又は名称及び住所が明らかなる関係人（この法律の施行の日に当該土地又は工作物に関して所有権以外の権利を有する者及びその承継人をいう。以下同じ。）に通知しなければならない。この場合において、その所有者の氏名若しくは名称又は住所を確知することができないときは、政令で定めるところにより、その通知すべき事項を公示しなければならない。

（土地又は工作物の使用に伴う損失の補償）

第二條 前條第一項の規定により土地又は工作物を使用する者は、当該土

地又は工作物を使用することによつてその所有者及び関係人が通常受ける損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償は、政令で定める区分に応じ、各年度（国の会計年度をいう。以下同じ。）に係る分を当該年度においてしななければならない。この場合において、損失の補償は、各年度に係る分について、当該年度の開始する日（この法律の施行の日の属する年度にあつては、この法律の施行の日。以下同じ。）の価格（土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失の補償についてはその土地及び近傍類地の地代及び借賃等を考慮し、工作物又は工作物に関する所有権以外の権利に対する損失の補償についてはその工作物及び近傍同種の物件の使用料及び借賃等を考慮して算定した当該年度の開始する日の価格）によつて算定しなければならない。

3 第一項の規定による損失の補償は、各年度に係る分について前条第一項の規定により土地又は工作物を使用する者と当該土地又は工作物の所有者及び関係人とが協議して定めなければならない。ただし、協議をすることができないときは、この限りでない。

4 前条第一項の規定により土地又は工作物を使用する者は、その所有者及び関係人の請求があるときは、自己の見積つた当該年度に係る損失の補償の額を払い渡さなければならない。

5 第三項本文の規定による協議が成立しないとき、又は同項ただし書に規定する場合に該当するときは、前条第一項の規定により土地若しくは工作物を使用する者又は当該土地若しくは工作物の所有者若しくは関係人は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請することが

できる。

(原状回復の義務)

第三条 第一条第一項の規定により土地又は工作物を使用する者は、同項ただし書の規定により当該土地又は工作物を使用することができなくなつたときは、遅滞なく、当該土地又は工作物をその所有者に返還しなければならぬ。この場合において、政令で定める要件に該当するときは、当該土地又は工作物を原状に回復し、又は原状に回復しないことによつて生ずる損失を補償しなければならない。

(政令への委任)

第四条 前三条に定めるもののほか、第一条の規定による土地又は工作物の使用について必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、琉球諸島及び大東諸島に關する日本國とアメリカ合衆國との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、第一条第二項の規定は、公布の日から施行する。

(附則第二項以下略)

16-5	20%	12	1/2
8	5%	13	1/2
9	10%	14	1/2
10	5%	15	1/2
11	4%	16	1/2

極 秘
無 期 限
追 進 16 部 内
16 号

土地暫定使用法案から自衛隊等の
使用すべき土地が除外される際に
生じ得べき問題点

46.10.2
外 務 省

沖縄復帰に際しての土地の暫定使用法案に復帰後自衛隊等が使用することとなつている土地が含まれないこととなる場合の返還協定及びその関係文書につき生じ得る問題点次のとおり。

1 「那覇ホイール」及び「ホワイト・ビーチ」等自衛隊が復帰後展開を予定している土地は、あらかじめ米側との話し合いを通じてきめられたものであり、このことは防衛取極において合意されているとおりである。さらに、施設・区域に関する覚書の〇表(復帰の際米軍の使用が解除されるもの)は、自衛隊の展開すべき上記の地域(〇表5番、6番。同表1番、

3番も同様)を掲げているが、これは、これらの地域が自衛隊の使用に引き継がれる限り米側としても復帰後は使用しないとの了解を前提とするものであつたことは返還交渉を通じて明らかなるところである。

しかるところ、土地暫定使用法案に自衛隊の使用すべき土地が含まれず、この結果民有地部分についての使用契約が成立しないことにより自衛隊の上記地域への展開が不可能となりうる事態が生ずる場合には、米側から、かかる状態は予期せざるところであり、自衛隊引継ぎの前提が失われうるのであるから〇表の上記地域をA表に移すべしとするなど覚書の改訂ないし変更をわが方に求め来る可能性多く、その場合にはわが方としてはこの段階において覚書のわが方に不利な改訂という政治的にもきわめて困難な問題に直面することとなるらう。

2 さらに、上記の問題は返還協定第6条の合意議事録に影響を及ぼすという問題をも惹起することとなり。すなわち、同協定第6条2項は、復帰の際施設・区域となるべきものの外にある米国財産は日本国政府に移転されるべき旨規定し、同条に関する合意議事録はかかる財産を具体的に列挙しているが、そのうちの2項^{じやく}には那覇ホイール地区等の部分にある設備を挙げている。上記1の問題の結末いかんでこれら地域を施設・区域とせざるをえなくなる場合には、協定第6条2項のたて方に矛盾することとなり、かくては同条に関する合意議事録の上記の規定の説明がつかなくなり、これを削除する等の修正を行なう問題が発生することとなる。

3 なお、以上のほか、本件法案の土地に道路、公社、航路標識等に関する土地が含まれずこのため仮りに

これらの復帰後の運営に支障をきたすことになるべき場合には、米側としてはこれら資産が復帰後は日本側により従前どおりの運営がなされるということを期待しつつ資産交渉の対象として日本側に移転することとしたものと考えられるので、理論的には、前記1及び2の場合と同様、当方に対しなんらかの問題を提起してくることも全く排除されるとはいえない。(このことは、たとえば、那覇空港の運営に支障をきたす場合には防衛取極で合意されている自衛隊による要撃戦闘発進が円滑に行なわれないう事態が生ずることからも予想されうることであり、さらには水道公社の運営に支障をきたす際には米軍に対する水の供給が円滑に行なわれなくなるのではないかという危惧を持ちうる等のことも考えられないことではない。)

5/21

極 秘
無 期 限
通 達 16 部 の 内
14 号

土地暫定使用法案から自衛隊等の
使用すべき土地が除外される際に
生じ得べき問題点

46.10.2
外 務 省

沖縄復帰に際しての土地の暫定使用法案に復帰後自衛隊等が使用することとなつてゐる土地が含まれないこととなる場合の返還協定及びその関係文書につき生じ得る問題点次のとおり。

1 「那覇ホイール」及び「ホワイト・ビーチ」等自衛隊が復帰後展開を予定している土地は、あらかじめ米側との話し合いを通じてきめられたものであり、このことは防衛取極において合意されているとおりである。さらに、施設・区域に関する覚書の〇表(復帰の際米軍の使用が解除されるもの)は、自衛隊の展開すべき上記の地域(〇表5番、6番。同表1番、

3番も同様)を掲げているが、これは、これらの地域が自衛隊の使用に引き継がれる限り米側としても復帰後は使用しないとの了解を前提とするものであつたことは返還交渉を通じて明らかなところである。

しかるところ、土地暫定使用法案に自衛隊の使用すべき土地が含まれず、この結果民有地部分についての使用契約が成立しないことにより自衛隊の上記地域への展開が不可能となりうる事態が生ずる場合には、米側から、かかる状態は予期せざるところであり、自衛隊引継ぎの前提が失われうるのであるから〇表の上記地域をA表に移すべしとするなど覚書の改訂ないし変更をわが方に求め来る可能性多く、その場合にはわが方としてはこの段階において覚書のわが方に不利な改訂という政治的にもきわめて困難な問題に直面することとならう。

2 さらに、上記の問題は返還協定第6条の合意議事録に影響を及ぼすという問題をも惹起することとなり。すなわち、同協定第6条2項は、復帰の際施設・区域となるべきものの外にある米国財産は日本国政府に移転されるべき旨規定し、同条に関する合意議事録はかかる財産を具体的に列挙しているが、そのうちの2項(6)には那覇ホイール地区等の部分にある設備を挙げている。上記1の問題の結末いかんでこれら地域を施設・区域とせざるをえなくなる場合には、協定第6条2項のたて方に矛盾することとなり、かくては同条に関する合意議事録の上記の規定の説明がつかなくなり、これを削除する等の修正を行なう問題が発生することとなる。

3 なお、以上のほか、本件法案の土地に道路、公社、航路標識等に関する土地が含まれずこのため仮りに

これらの復帰後の運営に支障をきたすことになるべき場合には、米側としてはこれら資産が復帰後は日本側により従前どおりの運営がなされるということを期待しつつ資産交渉の対象として日本側に移転することとしたものと考えられるので、理論的には、前記1及び2の場合と同様、当方に対しなんらかの問題を提起してくることも全く排除されるとはいえない。(このことは、たとえば、那覇空港の運営に支障をきたす場合には防衛取極で合意されている自衛隊による要撃戦闘発進が円滑に行なわれないう事態が生ずることからも予想されうることであり、さらには水道公社の運営に支障をきたす際には米軍に対する水の供給が円滑に行なわれなくなるのではないかという危懼を持ちうる等のことも考えられないことではない。)

9711

極 秘
無 期 限
進 出 部 内
15 号

土地暫定使用法案から自衛隊等の
使用すべき土地が除外される際に
生じ得べき問題点

4610.2
外 務 省

沖縄復帰に際しての土地の暫定使用法案に復帰後自衛隊等が使用することとなつてゐる土地が含まれないこととなる場合の返還協定及びその関係文書につき生じ得る問題点次のとおり。

1 「那覇ホイール」及び「ホワイト・ビーチ」等自衛隊が復帰後展開を予定している土地は、あらかじめ米側との話し合いを通じてきめられたものであり、このことは防衛取極において合意されているとおりである。さらに、施設・区域に関する覚書の〇表(復帰の際米軍の使用が解除されるもの)は、自衛隊の展開すべき上記の地域(〇表5番、6番。同表1番、

3番も同様)を掲げているが、これは、これらの地域が自衛隊の使用に引き継がれる限り米側としても復帰後は使用しないとの了解を前提とするものであつたことは返還交渉を通じて明らかなところである。

しかるところ、土地暫定使用法案に自衛隊の使用すべき土地が含まれず、この結果民有地部分についての使用契約が成立しないことにより自衛隊の上記地域への展開が不可能となりうる事態が生ずる場合には、米側から、かかる状態は予期せざるところであり、自衛隊引継ぎの前提が失われうるのであるから〇表の上記地域をA表に移すべしとするなど覚書の改訂ないし変更をわが方に求め来る可能性多く、その場合にはわが方としてはこの段階において覚書のわが方に不利な改訂という政治的にもきわめて困難な問題に直面することとならう。

2 さらに、上記の問題は返還協定第6条の合意議事録に影響を及ぼすという問題をも惹起することとなる。すなわち、同協定第6条2項は、復帰の際施設・区域となるべきものの外にある米国財産は日本国政府に移転されるべき旨規定し、同条に関する合意議事録はかかる財産を具体的に列挙しているが、そのうちの2項⑥には那覇ホイール地区等の部分にある設備を挙げている。上記1の問題の結末いかんでこれら地域を施設・区域とせざるをえなくなる場合には、協定第6条2項のたて方に矛盾することとなり、かくては同条に関する合意議事録の上記の規定の説明がつかなくなり、これを削除する等の修正を行なう問題が発生することとなる。

3 なお、以上のほか、本件法案の土地に道路、公社、航路標識等に関する土地が含まれずこのため仮りに

これらの復帰後の運営に支障をきたすことになるべき場合には、米側としてはこれら資産が復帰後は日本側により従前どおりの運営がなされるということを期待しつつ資産交渉の対象として日本側に移転することとしたものと考えられるので、理論的には、前記1及び2の場合と同様、当方に対しなんらかの問題を提起してくることも全く排除されるとはいえない。(このことは、たとえば、那覇空港の運営に支障をきたす場合には防衛取極で合意されている自衛隊による要撃戦闘発進が円滑に行なわれないう事態が生ずることからも予想されうることであり、さらには水道公社の運営に支障をきたす際には米軍に対する水の供給が円滑に行なわれなくなるのではないかという危惧を持ちうる等のことも考えられないことではない。)

担神

出高海軍部 米部
23

近畿地区土地指定(米用法案)
以同和各省大臣打合せ

46.10.4

橋

1. 三原副官長主催。[法制局次長、大蔵、防衛、
林務(出高海軍)、建設、通産、厚生、運輸各大臣、総務
府事務次長出席] 10月4日 総務府

2. 結論

(1) 本日国会法案結論なし。7日と大蔵大臣に決意

する。(総務府の報告法案中に含むものには確意なし)

(2) その間、(a) 公共用地関係者一括の法案

(b) 米軍用地と防工用地のみの法案

(c) 米軍用地のみの法案

の3つの alternative につきまとの法案を

事務的に詰めておく。なお、地域の郵政的取扱

及び防衛庁関係法案(建設法改正等)の取扱も検討しておく。

3. 主要な事

(1) 三原副官長

(a) 総務大臣が主催する以上、事情あり、自分の召集

(2) 出高海軍には、(a) 山中大臣の国会での発言

あり (b) 民生関係各省も防工一括に

23

たつてまで「法」を必要と^{打とせは思わない}してありでもない
(山中大臣は、防衛庁関係法案は特措法中に

絶対合致するべき国会でも発言している。なお、民生
関係の土地について「法」は要しないと発言して

いるが、^註国会ではなく新聞記者会見で発言、報道の中

でも、奥も、土地関係法案は山中大臣が官の
特措法とは別建とするとは先づ確意はない。

(c) 防工庁も、他物かかりなら、「特能」はたつ
かぬので、法案の手当てをせよという努力して

たよ。但し、地位他への希望をそのまゝ否否だけの
会をたけておくれぬは、解決策をたす。

と申す状況にあつたので、今日(日曜)法案に712の
上記各人の意向を外交上の積りで召集した。

(1) 総務に日曜日に^外から強力な要請があり、
党、政府内にも尚議論があるので、本日は更めて
非公式に懇談会をたすことになった。

(2) 陸工

(1) 他種の場合、米軍用地と自衛隊用地との
組合せは、自衛隊用地に自衛隊用地
の確保をなし、(他種は既設土地が自衛隊に
対して配備される。法制局に知識なきも
傾向し、単に防衛庁に頭出しは出来ぬと
思ふ一幕あり)

(久保カーネルに取付法は
根拠を以て引用し得ず) 然し、対米関係に拘束
が残り、土地関係一括法案が望ましい。

(2) 自衛隊も所有する場合は、
土地連合会の要求を何等の形でも
(e.g. 現地の4倍は本土との同子改選の
を以て) これを認めるには特別部会
の設置) 否むべきの全の手当を以てする。
(前提条件)

(3) 協定附随条件に表す自衛隊
の用地を事実上の前提とする所の実情

(a) 十八空港場内のホーロ地区
宗兵約千名展開予定。1/3私有地、残私
有地。最悪の場合1/3の私有地内にバスの

を建ち、展開予定の部隊に配備し得る也
否や検討中。

(b) 十八空港場内東方部分
防衛任務担当空軍展開予定(下104-25機)
陸海へ若干機を合(航空管制施設を
含む。

私有地であり、拘束は深刻である。
航空部隊の展開及び航空管制(民間
を含む)の確保が必要と、米軍の
用地の返還し得ぬ地がある。

(c) ホワイトビーチ
私有地である。海軍展開予定。但し、
米軍基地内の一部で、地元の反対も少く、
土地の手当は割合柔軟である。いよいよと
なれば、手当(契約)の出来を以て順次返還
を受け、要すれば米軍との共同使用も考えらる。

(3) 外務省(安川嘉彦氏)
米軍用地の確保は勿論中身であるか?

自衛隊用地の確保も必要で、対米
関係上内通を生じ、返還地元の建設に
内通を生ずる(出水あり) ^{把握あり}

具体的には、(表の3ヶ所に防衛庁
沼田の如く内通を生じ、^{防衛庁}協定に基
返還予定の~~建設~~実質的な前提条件が
くずれ、予定通りの返還が行われまいと
見られる。民生用地にも実質的に内通が
あり得る、これを併せて一本の総合要素
とするのが望ましい。

(4) 建設者

建設者を含めた土地踏査(使用)法があつた方
かよひの、如くを得ずおることも豫め
存在、臨時とも相換し、~~ある~~一つの場合同様に
法が要するものは、セウシテ、職員の費用は、
法が要するに却つて地判戦的に行はれ
あり、金の平気で処理せよ、との話もあり、
判断の一材料とす。

(5) 大蔵省

~~地代~~地代について地主側の6.91(音)要求
そのまゝ、若くは、特別報(豊作の5元とか
には同意し得ない。地代はあくまでも
「商心」なるべきである。

(法制局より、特別報(豊作)は、占領下に於ける^{半額}
借入地代について、見舞、補償と申すは、
~~不~~不^か敷念心、博覧に在る意味では、^か不^か敷言)

(6) 副長官

前記2、7如く、とりまとめられ、踏査付
費、政府の経費に申せられ、今日二の
合議後、防衛、外務に本工、特別報(豊作)と
話し合ひを行つたこと。 (右は、特別報(豊作)
に在る)

極 秘
無 期 限
部 の 内
号

1 安川外務審議官 *my*

4 条約局長 *7*

3 入札局長 *7*

2 条約課長 *7*

5 北米一課長 *2ea 210f*

*有
心
之*

file

*加
支
寸*

再
入
札
局
橋
本
参
事
官

外 務 省
東京都千代田区霞が関二丁目2番1号
電話 霞が関 (580) 3311 番

郵便番号 100

沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律（仮称）案

（趣旨）

第一条 この法律は、沖繩の復興に伴い沖繩における公用地等のための土地又は工作物に関する暫定使用について特別な措置を定めるものとする。

2 この法律の規定により、土地又は工作物を使用するに充つては、当該土地又は工作物の所有者及び関係人とその使用についての合意を得るよう努めるものとする。

（土地又は工作物の暫定使用）

第二条 次の各号に掲げる土地又は工作物を管理する者（第一号ロ又はハに掲げる土地又は工作物にあつては、国）は、この法律の施行の日からそれぞれ当該各号に掲げる土地又は工作物について権原を取得するまでの間当該土地又は工作物を使用することができる。ただし、この法律の施行の日から起算して五年をこえない経国内において当該土地又は工作物の種類及び設置場所等を考慮して必要と認められる期間として政令で定める期間を経過した日（その日前に、事象の廃止、変更その他の事由により、当該土地又は工作物を使用する必要がなくなつたときは、その事由が生じた日の翌日）以後においては、この限りでない。

一 この法律の施行の際アメリカ合衆国の軍隊の用に供されている土地又は工作物で、次に掲げるもの

イ 引き続き自衛隊の部隊が使用する施設の用に供する土地又は工作物

ロ 引き続き日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（ハ）において「地位協定」ということの規定に

秘
極
内
の
号
部
ま
て

従いアメリカ合衆國の軍隊の用に供される土地又は工作物

ハ、ロの土地又は工作物で、昭和四十八年七月一日以前に、地位協定の規定に従いアメリカ合衆國から日本國に返還され、引き続き自衛隊の部隊が使用するもの

二 この法律の施行の際琉球水道公社の設立（千九百五十八年高等弁務官布令第八号）に基づく琉球水道公社が水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）による水道事業又は水道用水供給事業に相当する事業の用に供している土地（これらの事業の用に供する施設に關する事業の用に供している土地を含む。）で、引き続き同法による水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設の用に供する土地（当該施設に關する事業の用に供する土地を含む。）となるべきもの

三 この法律の施行の際琉球電力公社の設立（千九百五十四年琉球列島米國民政府令第百二十九号）に基づく琉球電力公社が電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）による電気工作物に相当する工作物の用に供している土地で、引き続き同法による電気事業の用に供する電気工作物の用に供する土地となるべきもの

六四 この法律の施行の際沖縄にある航空機法（昭和二十四年法律第十九号）による航空機法に相当する施設の用に供されている土地で、引き続き海上保安庁長官が設置する同法による航空機法の用に供する土地となるべきもの

四五 この法律の施行の際沖縄にある飛行場の敷地で、引き続き運輸大臣が設置する飛行場の敷地となるべきもの

五六 この法律の施行の際沖縄にある航空機の航行を援助するための施設又は航空通信の用に供する電気通信設備の用に供されている土地で、

引き続き運輸大臣が設けずる航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による航空保安施設又は運輸大臣が航空通信の用に供する電気通信設備の用に供する土地となるべきもの

七 この法律の施行の際一般交通の用に供されているアメリカ合衆国の軍隊の築造に係る道の敷地のうち、沖縄の道路法（千九百六十五年立法第六十四号）の規定により決定された道路の区域内にあるもので引き続き道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路を構成する敷地となるべきもの

八 前項に規定する土地の区域及び工作物並びに当該土地及び工作物の使用の方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者がこの法律の施行前に告示する。

- 一 前項第一号に掲げる土地又は工作物 防衛施設庁長官
- 二 前項第二号に掲げる土地 厚生大臣
- 三 前項第三号に掲げる土地 通商産業大臣
- 六^五 前項第四号に掲げる土地 海上保安庁長官
- 四^五 前項第五号に掲げる敷地 運輸大臣
- 五^六 前項第六号に掲げる土地 運輸大臣
- 七 前項第七号に掲げる敷地 建設大臣

三 第一項の規定により土地又は工作物を使用する者は、この法律の施行後、遅滞なく、当該土地の区域及び工作物並びに土地及び工作物の使用の方法をその所有者並びにその氏名又は名称及び住所が明らかなる関係人（この法律の施行の日に当該土地又は工作物に供して所有権以外の権利を有する者及びその承継人をいう。以下同じ。）に通知しなければならぬ。この場合において、その所有者の氏名若しくは名称又は住所を確

知することができないときは、政令で定めるところにより、その通知すべき事項を公示しなければならない。

作物の使用にわたつては、当該土地又は工作物の所有者及び関係人
の使用は、その合意を得るより終つてはならない。

(土地又は工作物の使用に伴う損失の補償)

第三条 前条第一項の規定により土地又は工作物を使用する者は、当該土地又は工作物を使用することによつてその所有者及び関係人が通常受ける損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償は、政令で定める区分に応じ、各年度(国の会計年度をいう。以下同じ。)に係る分を当該年度においてしなければならない。この場合において、損失の補償は、各年度に係る分について、当該年度の開始する日(この法律の施行の日の属する年度にあつては、この法律の施行の日。以下同じ。)の価格(土地又は土地に關する所有権以外の権利に対する損失の補償についてはその土地及び近傍類地の地代及び借賃等を考慮し、工作物又は工作物に關する所有権以外の権利に対する損失の補償についてはその工作物及び近傍同種の物件の使用料及び借賃等を考慮して算定した当該年度の開始する日の価格)によつて算定しなければならない。

3 第一項の規定による損失の補償は、各年度に係る分について前条第一項の規定により土地又は工作物を使用する者を当該土地又は工作物の所有者及び関係人とが協議して定めなければならない。ただし、協議をすることができないときは、この限りでない。

4 前条第一項の規定により土地又は工作物を使用する者は、その所有者

及び関係人の請求があるときは、自己の見積つた当該年度に係る損失の積算の額を払いほさなければならぬ。

5 第三項本文の規定による協議が成立しないとき、又は同項ただし書に規定する場合に該当するときは、前条第一項の規定により土地若しくは工作物を使用する者又は当該土地若しくは工作物の所有者若しくは関係人は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による救済を申請することができる。

（原状回復の義務）

第四条 第二條第一項の規定により土地又は工作物を使用する者は、同項ただし書の規定により当該土地又は工作物を使用することができなくなつたときは、遅滞なく、当該土地又は工作物をその所有者に返還しなければならぬ。この場合において、政令で定める要件に該当するときは、当該土地又は工作物を原状に回復し、又は原状に回復しないことによつて生ずる損失を補償しなければならぬ。

（政令への委任）

第五条 前条に定めるもののほか、第二條の規定による土地^地又は工作物の使用について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、第二條第二項及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（琉球政府行政主席への通知）

2 内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければ

はなはな。



理由

神祇の祭祀に伴い、神域における公用地等のための土地又は工作物に關する暫定使用について特別な措置を定める必要がある。これが、この法案を提出する理由である。

等約局云

北米米穀

PHD云

本籍米

北米米穀

法理云

米穀

紳議における公用地等の管理

使用に關する法律案提案理由

補足説明を資料として送付し了す

防犯施設庁総務部総務課

有地云

沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律案提案理由補
足説明

沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律案につきまして、
ただいま國務大臣から説明がありました。なお細部にわたりました、
て、補足してご説明いたしたいと思います。

第一条は、この法律案の趣旨等を定め、第二条は、暫定使用する
土地又は工作物の対象範囲、暫定使用期間及び暫定使用の手続につ
いて定めております。この暫定使用期間につきましては、法律の施
行の日からこの法律案による土地等について賃貸借契約等により権
原を取得するまでの間使用することができるとしてあります。
ただし、その暫定使用期間は、五年をこえない範囲内で、土地又は
工作物の種類等を考慮して政令で定めることとし、その内容として
は、現在、アメリカ合衆国の軍隊が一定の期間を限つて使用する土
地及び航路標識の用に供する土地並びに工作物にあつては三年、そ

の他の土地にあつては五年の暫定使用期間を考えております。また、
この法律案により暫定使用の対象となる土地等の関係行政機関の長は、
この法律案による使用に先立ち、あらかじめ、この法律案の暫定使
用の対象となる土地等の区域及び使用方法について告示し、土地所
有者又は関係人が自己の権利に係る土地等がその使用の対象範囲に
含まれるかどうかを知ることができるよう明示することとし、この
法律案による使用開始後は、使用者たる国等は、遅滞なく、所有者
又は関係人にその使用の内容を通知する等の手続を定めております。
第三条は、土地等の使用に伴う損失の補償について定めておりま
す。国等は、この法律案に基づき土地等を使用する際には、その所
有者又は関係人が通常受ける損失を補償しなければならぬことと
してあります。この場合の損失補償は、原則として各会計年度ごと
に支払うこととし、その算定は各会計年度当初の価格すなわちその
土地等及び近傍類地等の地代、借賃等を考慮して算定した価格に基

づき園等と所有者又は関係人とが協議して補償額を定めることとしておられます。また、この場合その協議が成立しないときには沖縄県に設置されることとなつてゐる収用委員会に申請して補償額の裁決を受けることとしております。なお、所有者又は関係人の請求があつたときには、使用者たる園等は、自己の見積つた額をとりあえず、支払ふこととするとして、所有者又は関係人に対する便宜を図ることとしております。

第四条は、土地等の返還及び原状回復について定めております。園等は、この法律案に定める暫定使用期間が経過した場合又は暫定使用期間満了前において使用の必要がなくなつた場合には、遅滞なく、土地等を所有者に返還するとともに、使用期間中の形質変更について、原状に回復しなければならぬこと等を定めております。第五条は、政令委任に関する規定で、この法律案による土地等の使用に關し必要な事項を政令にゆだねております。

附則第二項の規定においては、内閣総理大臣がこの法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならないことを定めております。これにより、琉球政府を通じてこの法律の内容の周知を図り、その円滑な実施を目ざしているものであります。

なお、この法律案は、一部の規定を除き、沖縄返還協定の効力発生の日から施行することとしております。

以上をもちまして、沖縄における公用地等の暫定使用に關する法律案につきましての補足説明を終わります。

200-21
アメリカ局長
参事官
北米第一課長

長官
副官
参事官
第一課長
第二課長
第三課長
第四課長
第五課長
第六課長
第七課長
第八課長
第九課長
第十課長
第十一課長
第十二課長
第十三課長
第十四課長
第十五課長
第十六課長
第十七課長
第十八課長
第十九課長
第二十課長

条約課
法規課

200-21

大臣官舎
秘書官
次長官
事務官
大政事官

沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律案の提案理由説明
沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律案の提案の理由と内容の概
について、ご説明いたします。

この法律案は、沖繩の復帰に伴い、沖繩における公用地等のために必要な土
地又は工作物に関する暫定使用について特別な措置を定めるものであります。
いわゆる沖繩返還協定の効力発生の日から沖繩はわが国に復帰することと
なり、わが国はこの地域に対する施政の権能と責任をもつこととなりますが、
アメリカ合衆国が現在施政権者として公の目的のために使用している土地又
は工作物のうちには、国等がそのまま引き続き公用地等として使用すること
を必要とするものがあります。

これらのものを大別すると、第一に、現に米軍が使用している土地等のう
ち、沖繩の復帰後も引き続き自衛隊の部隊の用に供するものがあります。こ
れらの中には、復帰後の沖繩の防衛責任はわが国が負うこととなるので、可能な範囲
で本土と同様に、自衛隊による局地防衛、民生協力、災害救難等を実施する
ことが、政府の当然の責務となり、そのため、所要の部隊を復帰時又はでき
るだけこれに近い時期に配備することが必要であるからであります。

第二に、現に米軍の用に供されている土地等のうち、沖繩の復帰後も引き
続き駐留米軍の用に供するものがあります。これは、日米安全保障条約及び
これに関連する取極に従い、米軍の駐留をわが国及びわが国を含む極東にお
ける国際の平和と安全のために、わが国が必要と認めているからであります。

第三に、現に水道、電気、飛行場、航空保安施設等、航路標識及び道路の
用に供されている土地で、沖繩の復帰後も引き続きこれらの用に供されるも
のであります。これは、住民の日常生活や福祉に密接な関係をもつ施設等
であるので、復帰の日以後もその機能を止めることのないよう保障しておく
必要があるからであります。

国等がこれらの公用地等を引き続き使用するにあつては、できる限り、
従来これらの公用地等を提供していた所有者その他の権利者との円満な契約
によるべきことは申すまでもありません。しかしながら、現在沖繩では、三

11/10 防衛省
内閣法制局

万数千人に及ぶ多数の所有者及びその他の権利者が数えられ、しかもそのうちには相当数の所在不明者、海外移住者等が含まれている状況でありますので、わが国の施政権の外に置かれてある沖繩において、これらの人々とあらかじめ話し合いをし、復帰日までそのすべてについて契約の締結に至ることは容易ではありません。また、復帰日以降国等がこれらの公用地等を米国に代わつて引き続いて暫定的に使用したとしても、所有者等については従来の使用関係の範囲をこえるものではありません。これらの事情を勘案すると、経過措置として暫定的に一定期間これらの土地等の使用権を設定して、その間に契約その他必要な措置をとることとすることはやむを得ないことであると考えられます。また、この法律による使用の開始後であつても、使用者たる国等は、土地等の所有者等との合意によりこれを使用するよう努めるべきであり、このことは、法律案の第一条において明確に規定されております。

次に、この法律案で規定しております土地等の暫定使用の内容を申し上げます。

その概要は、

第一に、この法律の施行の際沖繩において米軍の用に供されている土地等のうち、引き続き自衛隊の部隊の用に供するもの、引き続き駐留米軍の用に供するもの、又はこの法律の施行の日から一年以内に米国から返還され引き続き自衛隊の用に供するもの

第二に、この法律の施行の際琉球水道公社又は琉球電力公社が水道事業用施設、電気工作物等の用に供している土地で、引き続きこれらの用に供するもの

第三に、この法律の施行の際沖繩にある飛行場、航空保安施設、航空通信用電気通信設備又は航路標識の用に供されている土地で、引き続きこれらの用に供するもの、又はこの法律の施行の日から一年以内に米国から返還され引き続き航空保安施設の用に供するもの

第四に、この法律の施行の際沖繩において一般交通の用に供されている米軍の築造に係る道の敷地で、引き続き道路法上の道路の敷地となる土地

については、国等がこの法律の施行の日からこれらの土地等について権原を取得するまでの間、使用することができるというものであります。ただし、使用期間については、この法律の施行の日から五年をこえない範囲内で土地等の種類等を考慮して政令で定める期間に限っております。

以上のほか、この法律案では、土地等を使用する場合の手續に関する事項として、使用する土地等及び使用の方法の告示並びに所有者等に対する通知等について規定し、あわせて土地等の使用に伴う損失の補償並びに使用をやめた場合の返還及び原状回復の義務について定めております。また、この法律は、一部の規定を除き、沖縄返還協定の効力発生の日から施行することとしております。

以上、法律案の提案の理由及び内容の概要をご説明申し上げましたが、なにとぞ、慎重にご審議のうえ、すみやかに、ご賛成くださるようお願いいたします。

取扱注意

沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律案の
提案理由説明(案)

沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律案の
提案の理由と内容の概要について、ご説明いたします。

この法律案は、沖繩の復帰に伴い沖繩における公用
地等のために必要な土地又は工作物に関する暫定使
用について特別な措置を定めるものであります。

いわゆる沖繩返還協定の効力発生の日から、沖繩
はわが國に復帰することとなり、わが國はこの地域に対す
る施政の権能と責任を引継ぎ受けることとなりますが、
アメリカ合衆國が現在施政権者として公の目的のため
に使用している土地又は工作物のうちには、國又は地方公
共団体等がそのまゝ引継ぎ公用地等として使用する
ことを必要とするものがあります。

これらのものを大別すると、第一に、現に米軍が使用
している土地等のうち、復帰の際引継ぎ自衛隊の
部隊の用に供するものであります。復帰後の沖繩は

沖繩返還協定
土地
寄付 2032

わが国~~の~~領土をあり、その防衛責任はわが国が負う
こととなります。したがって、可能な範囲で本土と同様に、
自衛隊による局地防衛、民生協力、災害救難等を実
施することは、政府の当然の責務であり、そのため、所
要の部隊を復帰時ないししてゐるだけこれに近い時期に
配備することが必要であります。

第二に、現に米軍の用に供されてゐる土地等のうち、
（連軍地帯に在り）
還協定第三條は、（正に返りし）引續き、駐

軍の甲に供す）
留米軍に對し使用を許すものであります。これは、日
米相互協力及び安全保障条約及びこれに関連する取

極に従い、米軍の駐留を、わが国及びわが国を含む

極東における國際の平和と安全のために、わが国が
必要かつ相当と認めてゐるからであります。

第三に、現に水道、電気、飛行場、航空保安施設等、
航路標識及び道路の用に供されてゐる土地で、沖繩の復
帰後も引續きそれらの用に供される土地であります。

これらの機能は、住民の日常の生活や福祉に密接な

関係をもつものであるので、復帰の日以後一日としてその機能を止めることのないための保障をしておく必要があり
ります。

国又は地方公共団体等がこれらの公用地等を引続き
使用するにあたっては、できる限り、従来これらの公用地
等を提供していた所有者その他の権利者との円満な契
約によるべきことは申すまでもありません。しかしながら、
現在わが国の施政権の外に置かれている沖縄において、
三万数千人に及ぶ多数の所有者及びその他の権利者
とあらかじめ話し合いをし、復帰日までにそのすべてにつ
いて契約の締結に至ることは容易ではありません。また、
復帰日以降、国又は地方公共団体等がこれらの公用地
等を米園に代わって引き続き暫定的に使用した
としても、所有者等については従来の使用関係の範
囲をこえるものではないとせん。これらの事情を勘案
すると、経過措置として暫定的に一定期間これらの
の土地等の使用権を設定して、その間に契約その他

必要な措置をとることとする。これはやむを得ないこと
であろうと考えられます。したがって、この法律による
使用の開始後であっても、使用者たる国又は地方公共
団体等は、土地等の所有者等との合意によりこれを使
用することとなるよう努めるべきことは当然のことであり、
このことは法律案の第一条において明確に規定されてお
ります。

次に、この法律案で規定しております土地等の暫定使
用の内容を申し上げます。

その概要は、

第一に、この法律の施行の際沖縄において米軍の用
に供されている土地等のうち、引き続き自衛隊の部隊
の用に供するもの、引き続き駐留米軍の用に供する
もの、又はこの法律の施行の日から一年以内に米国から
返還され引き続き自衛隊の部隊の用に供するもの

第二に、この法律の施行の際琉球水道公社又は

琉球電力公社が水道事業用施設、電気工作物等

の用に供している土地で、引き続きそれらの用に供するもの
第三に、この法律の施行の際沖縄にある飛行場、航空
保安施設、航空通信用電気通信設備又は航路標識
の用に供されている土地で、引き続きそれらの用に供する
もの、又はこの法律の施行の日から一年以内に米園から返
還され引き続き航空保安施設の用に供するもの

第四に、この法律の施行の際沖縄において一般交通
の用に供されている米軍の築造に係る道の敷地で、
引き続き道路法上の道路の敷地となる土地

については、国又は地方公共団体等がこの法律の施行の日
からこれらの土地等について権原を取得するまでの間、
使用することができるといふものであります。ただし、使用
期間については、この法律の施行の日から五年をこえない
範囲内で土地等の種類等を考慮して政令で定める
期間に限っております。

以上のほか、この法律案では、土地等を使用する場合
の手続に関する事項として、

使用する土地等及び使用の方法の告示

並びに所有者等に対する通知等について規定し、あわせ
て土地等の使用に伴う損失の補償並びに使用をやめた
場合の返還及び原状回復の義務について定めております。
また、この法律は、一部の規定を除き、沖縄返還協定の効
力発生の日から施行することとしております。

以上、法律案の提案の理由及び内容の概要を、説
明申し上げましたが、なにとぞ慎重にご審議くださるや
やかにご賛成くださるようお願いいたします。

て政令で定める期間を経過した日（その日前に、事業の廃止等の事由により、その土地等を使用する必要がなくなつたときは、その事由が生じた日）以後においては、この限りでないものとする。

(1) この法律の施行の際沖縄において米軍の用に供されている土地等で、引き続き米駐留軍の用に供するもの及びこの法律の施行の日から、又はこの法律施行の日から昭和48年7月1日までの間に米駐留軍から返還を受けて、引き続き自衛隊の部隊の用に供するもの

(2) この法律の施行の際琉球水道公社が水道法による水道事業又は水道用水供給事業に相当する事業の用に供されている土地で、引き続き同法による水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設の用に供する土地

(3) この法律の施行の際琉球電力公社が電気事業法による電気工作物に相当する工

沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案要綱

第1 趣旨等

1 この法律は、沖縄の復帰に伴い沖縄における公用地等のための土地又は工作物（以下「土地等」という。）に関する暫定使用について特別な措置を定めるものとする。

2 この法律の規定により使用することができる土地等については、この法律の規定による使用の開始後にあつても、その土地等の所有者等との合意により、これを使用することとなるよう努めるものとする。

第2 土地等の暫定使用

1 次に掲げる土地等は、この法律の施行の日からその土地等について権原を取得するまでの間、使用することができることとし、この法律の施行の日から5年をこえない範囲内においてその土地等の種類及び設置場所等を考慮して必要と認められる期間とし

交通の用に供されている米軍の築造に係る道の敷地である土地で、引き続き道路法による道路を構成する敷地となるもの

- 2 土地等を使用する場合の手續、使用に伴う損失の補償並びに使用廃止の場合の返還及び原状回復について定めること。

第3 政令への委任

第2条から第4条までに定めるもののほか、第2条の規定による土地等の使用について必要な事項は、政令で定めること。

第4 施行期日

この法律は、公布の日から施行する第2条第2項（使用する土地の区域及び工作物並びに土地等の使用の方法の告示）及び附則第2項（琉球政府行政主席への通知）の規定を除き、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行すること。

第5 琉球政府行政主席への通知

内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球

作物の用に供されている土地で、引き続き同法による電気事業の用に供する電気工作物の用に供する土地

- (4) この法律の施行の際沖縄にある飛行場の敷地である土地で、引き続き運輸大臣が設置する飛行場の敷地となるもの
- (5) この法律の施行の際沖縄にある航空機の航行を援助するための施設又は航空通信の用に供する電気設備の用に供されている土地で、この法律の施行の日から、又はこの法律の施行の日から1年以内に米駐留軍から返還を受けて、引き続き運輸大臣が設置する航空法による航空保安施設又は運輸大臣が航空通信の用に供する電気通信設備の用に供する土地
- (6) この法律の施行の際沖縄にある航路標識に相当する施設の用に供されている土地で、引き続き海上保安庁長官が設置する同法による航路標識の用に供する土地
- (7) この法律の施行の際沖縄において一般

政府行政主席に通知しなければならないこと。

沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律 （案）

（趣旨等）

第一条 この法律は、沖繩（硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）をいう。以下同じ。）の復帰に伴い沖繩における公用地等のための土地又は工作物に関する暫定使用について特別な措置を定めるものとする。

2 この法律の規定により使用することができる土地又は工作物については、この法律の規定による使用の開始後であっても、当該土地又は工作物の所有者その他の権利者との合意によりこれを使用することとなるよう努めるものとする。

（土地又は工作物の暫定使用）

第二条 次の各号に掲げる土地又は工作物は、それぞれ当該各号に掲げる

者が、この法律の施行の日から当該土地又は工作物について権原を取得するまでの間、使用することができる。ただし、この法律の施行の日から起算して五年をこえない範囲内において当該土地又は工作物の種類及び設置場所等を考慮して必要と認められる期間として政令で定める期間を経過した日（その日前に、事業の廃止、変更その他の事由により、当該土地又は工作物を使用する必要がなくなつたときは、その事由が生じた日の翌日）以後においては、この限りでない。

一 この法律の施行の際沖繩においてアメリカ合衆国の軍隊の用に供されてゐる土地又は工作物で、次に掲げるもの （国）

イ 引き続き自衛隊の部隊の用に供する土地又は工作物

ロ 引き続き日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障

条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊

の地位に関する協定（以下この項において「地位協定」という。）の規定に従いアメリカ合衆国の軍隊の用に供する土地又は工作物
ハロの土地又は工作物で、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までの間に、地位協定の規定に従いアメリカ合衆国から日本国に返還され、引き続き自衛隊の部隊の用に供するもの

二 この法律の施行の際琉球水道公社の設立（千九百五十八年高等弁務官布令第八号）に基づく琉球水道公社が水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）による水道事業又は水道用水供給事業に相当する事業の用に供されている土地（その土地は、当該施設に関する事業の用に供されている土地を含む。）で、引き続き同法による水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設（当該施設に関する事業の用に供されている土地を含む。） 沖縄県

87.10.9
67.5.1
10月
10月

三 この法律の施行の際琉球電力公社の設立（千九百五十四年琉球列島米国民政府令第二百二十九号）に基づく琉球電力公社が電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による電気工作物に相当する工作物の用に供されている土地で、引き続き同法による電気事業の用に供する電気工作物の用に供する土地（沖縄電力株式会社）
四 この法律の施行の際沖縄にある飛行場の敷地である土地で、引き続き運輸大臣が設置する飛行場の敷地となるもの 国
五 この法律の施行の際沖縄にある航空機の航行を援助するための施設又は航空通信の用に供する電気通信設備の用に供されている土地で、次に掲げるもの 国

イ 引き続き運輸大臣が設置する航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による航空保安施設又は運輸大臣が航空通信の用に供する

電気通信設備の用に供する土地

ロ 第一号ロの土地で、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までの間に、地位協定の規定に従いアメリカ合衆国から日本国に返還され、引き続き運輸大臣が設置する航空法による航空保安施設の用に供する土地

六 この法律の施行の際沖繩にある航路標識法（昭和二十四年法律第十九号）による航路標識に相当する施設の用に供されている土地で、引き続き海上保安庁長官が設置する同法による航路標識の用に供する土地

七 この法律の施行の際沖繩において一般交通の用に供されているアメリカ合衆国の軍隊の築造に係る道の敷地である土地で、引き続き道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路を構成する敷地となる

もの 国又は地方公共団体

前項各号に掲げる土地となるべきものの区域及び同項第一号に掲げる工作物となるべきもの並びに当該土地及び工作物の使用の方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者がこの法律の施行前に告示する。

- 一 前項第一号に掲げる土地又は工作物 防衛施設庁長官
- 二 前項第二号に掲げる土地 厚生大臣
- 三 前項第三号に掲げる土地 通商産業大臣
- 四 前項第四号に掲げる土地 運輸大臣
- 五 前項第五号に掲げる土地 運輸大臣
- 六 前項第六号に掲げる土地 海上保安庁長官
- 七 前項第七号に掲げる土地 建設大臣

3 第一項の規定により土地又は工作物を使用する者は、この法律の施行
後、遅滞なく、当該土地の区域²⁴及び工作物²⁶並びに土地²⁴及び工作物の使用
の方法をその所有者並びにその氏名又は名称及び住所が明らかなる関係人
（この法律の施行の日に当該土地又は工作物に關して所有権以外の權利
を有する者及びその承継人をいう。以下同じ。）に通知しなければなら
ない。この場合において、その所有者の氏名若しくは名称又は住所を確
知することができないときは、政令で定めるところにより、その通知す
べき事項を公示しなければならない。

(土地又は工作物の使用に伴う損失の補償)

第三条 前条第一項の規定により土地又は工作物を使用する者は、当該土地又は工作物を使用することによつてその所有者及び関係人が通常受ける損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償は、政令で定める区分に応じ、各年度(国の会計年度をいう。以下同じ。)に係る分を当該年度においてしなければならない。この場合において、損失の補償は、各年度に係る分について、当該年度の開始する日(この法律の施行の日の属する年度にあつては、この法律の施行の日。以下同じ。)の価格(土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失の補償についてはその土地及び近傍類地の地代及び借賃等を考慮し、工作物又は工作物に関する所有権以外の権利に対する損失の補償についてはその工作物及び近傍同種の物件の使用

料及び借賃等を考慮して算定した当該年度の開始する日の価格)によつて算定しなければならない。

3 第一項の規定による損失の補償は、各年度に係る分について前条第一項の規定により土地又は工作物を使用する者と当該土地又は工作物の所有者及び関係人とが協議して定めなければならない。ただし、協議をすることができないときは、この限りでない。

4 前条第一項の規定により土地又は工作物を使用する者は、その所有者及び関係人の請求があるときは、自己の見積つた当該年度に係る損失の補償の額を払い渡さなければならない。

5 第三項本文の規定による協議が成立しないとき、又は同項ただし書に規定する場合に該当するときは、前条第一項の規定により土地若しくは工作物を使用する者又は当該土地若しくは工作物の所有者若しくは関係

人は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

（原状回復の義務）

第四条 第二条第一項の規定により土地又は工作物を使用する者は、同項ただし書の規定により当該土地又は工作物を使用することができなくなつたときは、遅滞なく、当該土地又は工作物をその所有者に返還しなければならぬ。この場合においては、政令で定めるところにより、当該土地又は工作物を原状に回復し、又は原状に回復しないことによつて生ずる損失を補償しなければならぬ。

（政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、第二条の規定による土地又は工作物

の使用について必要な事項は、政令で定める。

（施行期日）

1 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、第二条第二項及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（琉球政府行政主席への通知）

2 内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならぬ。

沖繩の復帰に伴い、沖繩における公用地等のための土地又は工作物に関する暫定使用について特別な措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律案参照条文

○土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（抄）

（前三条による損失の補償の裁決手続）

第九十四条 前三条の規定による損失の補償は、起業者と損失を受けた者（前条第一項に規定する工事をすることを必要とする者を含む。以下この条において同じ。）とが協議して定めなければならない。

2 前項の規定による協議が成立しないときに、起業者又は損失を受けた者は、収用委員会の裁決を申請することができる。

3 前項の規定による裁決を申請しようとする者は、建設省令で定める様式に従い、左に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

- 一 裁決申請者の氏名及び住所
- 二 相手方の氏名及び住所

三 事業の種類

四 損失の事実

五 損失の補償の見積及びその内訳

六 協議の経過

4 第十九条の規定は、前項の規定による裁決申請書の欠陥の補正について準用する。この場合において、「前条」とあるのは「第九十四条第三項」と、「事業認定申請書」とあるのは「裁決申請書」と、「建設大臣又は都道府県知事」とあるのは「収用委員会」と読み替えるものとする。

5 収用委員会は、第三項の規定による裁決申請書を受理したときは、前項において準用する第十九条第二項の規定により裁決申請書を却下する場合を除くの外、第三項の規定による裁決申請者及び裁決申請書に記載されている相手方あらかじめ審理の期日及び場所を通知した上で、審理を開始しなければならない。

6 第五十条及び第五章第二節（第六十三條第一項を除く。）の規定は、収用委員会が前項の規定によつて審理をする場合に準用する。この場合において、第五十条、第六十一條第一項、第六十三條第二項から第四項まで、第六十四條第二項及び第六十六條第三項中「起業者、土地所有者及び関係人」とあり、又は第五十条第二項中「収用し、又は使用しようとする土地の全部又は一部について起業者と土地所有者及び関係人の全員」とあるのは「裁決申請書及びその相手方」と、同條第二項及び第三項中「第四十八條第一項各号又は前條第一項各号に掲げるすべての事項」とあるのは「損失の補償及び補償をすべき時期」と、同條第五項中「権利取得裁決又は明渡裁決」とあるのは「第九十四條第八項の規定による裁決」と、第六十三條第三項中「第四十條第一項の規定による裁決申請書の添附書類により、若しくは第四十三條第一項の規定による意見書により申し立てた事項又は前二項」とあるのは「第

九十四條第三項の規定による裁決申請書により申し立てた事項又は前項」と、第六十五條第一項第一号中「起業者、土地所有者若しくは関係人」とあるのは「裁決申請者若しくはその相手方」と読み替えるものとする。

7 収用委員会は、第二項の規定による裁決の申請がこの法律の規定に違反するときは、裁決をもつて申請を却下しなければならぬ。

8 収用委員会は、前項の規定によつて申請を却下する場合を除くの外、損失の補償及び補償をすべき時期について裁決しなければならぬ。この場合において、収用委員会は、損失の補償については、裁決申請者及びその相手方が裁決申請書又は第六項において準用する第六十三條第二項の規定による意見書若しくは第六項において準用する第六十五條第一項第一号の規定に基いて提出する意見書によつて申し立てた範囲をこえて裁決してはならない。

9 前項の規定による裁決に対して不服がある者は、第百三十三条第一項の規定にかかわらず、裁決書の正本の送達を受けた日から六十日以内に、損失があつた土地の所在地の裁判所に対して訴を提起しなければならない。

10 前項の規定による訴の提起がなかつたときは、第八項の規定によつてされた裁決は、強制執行に関しては、民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第五百五十九条第三号の規定による債務名義とみなす。

11 前項の規定による債務名義について執行力ある正本は、収用委員会が会長が付与する。

12 前項の規定による執行文付与に關する異議についての裁判及び更に執行文付与についての裁判は、収用委員会の所在地を管轄する地方裁判所においてする。

秘
無期限

加
24
日

アメリカ局長
参事官
北米第一課長
条約課長
安全保障課長
法規課長

沖縄にあり公用地帯にかかり
原状回復補償の処理案

46. 10. 20

米北1

1. 10月18日 防衛施設庁 榎石調査官に

米北1 加藤を来訪、本件に因り
別添ペーパーを手交の上、わが方のコメント

を求めると3があった。

2. 同調査官の説明によると3は、

同ペーパーに、3のりから2~357「...前記
の主旨を通知する」として...

「契約が調わたり場合に、これにのり、
復元補償の基準とわたり「原状」とは

「当該土地等がアメリカ合衆国に

より最初に使用されたこととわたり、
がわたりを通知する、
事前に

右の英を土地の取得前に契約の内容
として明示かあることとわたり、
この英は、大抵者が「予算精選にかり契約を締結するのり、
財政法に違反するおそれあり」として読まされた由。

3. 5より 当方より、180Rと190夫に
榎石調査官、及び金田調査官に
施設庁施設部

のり、上記2の英は 外務省の了解
に及り、却り外務省は 復元補償の

基準とわたり「原状」、にわたり 暫定使用法
の中より規定するおそれありとわたり、

協議の結果 呼向か切迫して、
あり、この英は 契約の中より含めるとの
2より

業に同意するとして、次第がある、

別添二、に於ては、暫定適用法

適用の事案においては協定の定めた
復元補償の保障は一方的通知

かならず

にのみ了る結果となり、関係者側から、
日本側の米側の義務を免除し得る

国内措置に於ては保障を設ける
ことの結果を招くことにある旨を

とありて指摘した。

又、本件ペーパーの取扱いは、

特に示す必要はない。

沖縄における公用地等に係る原状回復補償の

処理について(案)

昭四六、三、四

防衛施設庁

国は、沖縄復帰の際、沖縄においてアメリカ合衆国軍隊が
使用している土地等で、引き続き公用地等のために使用する
土地等について、その使用の必要がなくなったため、当該土地
等の所有者に現実に返還するときは、当該土地等がアメリカ
合衆国によって最初に使用されることとなった時にさかの
ほって原状に回復し又はそれに代る補償を行なうものとし、そ
の手続は次によるものとする。

一 土地等の使用権を契約により取得する場合にあっては、当該
契約書に原状回復補償に必要事項を記載すること
(又はそれに代る)
により処理する。

二 土地等の使用権を「沖縄における公用地等の暫定使用に
関する法律」により取得する場合にあっては、当該土地等の
使用権を取得する前に、当該土地等の所有者に前記の
主旨を通知するとともに、原状回復又はそれに代る補償に必
要な事項は、返還の際、土地等の所有者と協議して処理する。

以上

別館コビー西巴奇
総務課 北米課

別館コビー西巴奇
総務課
北米課

G.A.B.

外務省



三月五日防衛施設存より提出越した標
記政令案別添のとおり

(47.3.2)
半作

沖繩における公用地等暫定使用法
関係政令案について

別館コビー西巴奇
総務課
北米課

沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律施行令案

要綱

第二条 沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律(昭
和四十六年法律第百三十二号、以下「法」とする。)第二条第
一項の政令で定める期間は、同項第一号ロに掲げる土地
のうち日本国とアメリカ合衆国との河の相互協力及び安全
保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国に
おける合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第四項(b)の
施設及び区域に係るもの及び第三条第一項第六号に掲
げる土地並びに同項第七号に掲げる工作物については三年
とし、その他の土地については五年とする。

第三条 法第二条第二項の規定による告示は、官報で行
なうものとする。

二 前項の告示においては、土地にあつてはその土地の区域
と区域その他適当な方法で、工作物にあつては工作物の
ある土地の所在及び地番をそれぞれ明らかにするとともに
使用の方法及び期間を明らかにしなければならない。

B*

3 第一項の告示を行なう者は、告示の日から前条に規定する期間を経過するまでの間、関係図書を調査
な場所にて縦覧に供しなくてはならない。

第三条 法第二条第三項の規定による通知は、書面で行
なうものとする。

乙 前項の書面には、土地にあつた所在、地番、地目、
地積並びに使用の方法及び期間を、工作物にあつては
工作物のある土地の所在及び地番並びに工作物の種類
使用の範囲、使用の方法及び使用の期間を記載しな
ければならない。

第四条 法第二条第三項の規定による公示は、官報（地方
公共団体にあつては、条例の公布と同一の方法）により行
なう。

乙 前条第二項の規定は、前項の公示を行なう場合に準
用する。

第五条 法第三条第一項の規定による損失の補償は、土
地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十九條

七十条、第七十四条第二項、第七十五条、第八十四条、第八十八條及び第九十條の例による。

第六条 法第三条第二項に規定する各年度に係る損失は土地若しくは工作物又は土地若しくは工作物に属する所有権以外の権利に係るものとする。

乙 土地又は工作物を使用することによるその所有者又は関係人が通常受ける損失で、前項に掲げるものの以外のもので、
については、使用の開始の日の属する年度に補償するものとする。

第七条 法第三条第五項の規定により、
裁決を申請しようとする者は、建設省令で定める様式に従い、土地収用法第八十四条第三項各号に掲げる事項を記載した裁決申請書と収用委員会に提出しなければならない。

第八条 法第四条に規定する損失の補償は、土地又は工作物の所有者の請求により行なう。